

平成20年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年12月11日(木曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 高 久 晴 三
書 記 熊 谷 あ け み

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐 々 木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君
副 市 長 中 尾 裕 二 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
教 育 長 藤 原 忠 君
総 務 部 長 佐 々 木 雅 之 君
生 活 福 祉 部 長 吉 原 保 則 君
経 済 部 長 手 間 本 剛 君
建 設 水 道 部 長 野 間 井 照 之 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市 立 総 合 病 院 長 内 海 博 司 君
市 立 大 学 長 三 澤 吉 巳 君
福 祉 事 務 所 長 小 山 龍 彦 君
上 下 水 道 室 長 和 田 博 君
会 計 室 長 成 田 勇 一 君
経 済 部 次 長 上 田 盛 一 君
監 査 委 員 森 山 良 悦 君

○議長（小野寺一知議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

1番 佐藤 靖 議員

25番 中野 秀敏 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

新学習指導要領移行措置への対応外3件を、岩木正文議員。

○8番（岩木正文議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。所轄委員会の副委員長ではありますが、重要な案件もございますので、あえて質問をさせていただきます。

まず、平成23年度より実施の新学習指導に対して、新学習指導要領の移行期間の対応と完全実施に向けた準備について、また実施できるものは前倒しで進めることも踏まえて、教育委員会の考え方をお伺いいたします。

直ちに実施する道徳、総合的な学習の時間、特別活動は、平成21年度から新しい学習指導要領の規定で実施され、算数、数学、理科は新課程に円滑に移行できるよう移行措置期間中から新課程の内容の一部を前倒して実施します。算数、数学、理科を除く各教科は、各学校の判断で新指導要領によることも可能であります。名寄市において先行実施を行う具体的な指導内容をお尋ねいたします。

さらに、総授業数はどのくらいふえるのか、またその取り組みについてもお知らせください。

次に、小学校高学年の英語教育に対してどのよ

うなスケジュールで移行していくのかをお知らせください。

平成20年度学力テストの結果を踏まえてお尋ねいたします。まず、名寄市の子供たちの結果とその現状をお伺いいたします。

日本の子供たちの学力低下が問題にされ、子供たちにいわゆるPISA、PISA型読解力を育てていかななくてはならないと言われております。PISAが言うことの学力とは、知識や技能を獲得し、しかもそれらを活用、発展させていく能力であり、すべての子供たちにとって必要なものであるとしております。日本の子供は、数学、化学の問題解決力は世界のトップレベルでしたが、読解力は平均点程度でした。そこで、文章を読み、解く力が弱いと指摘されています。さらに、確信の持てない問題に対しては無回答の子供が多かったというのも憂慮すべきでございます。名寄市では、子供の読解力を向上させるために新たな取り組みを行うべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。

次に、政府の地方分権改革で、都道府県と政令都市に限られておりました公立小中学校教職員の人事権が中核都市に移譲される方針が出されました。それを受けて道内の中核都市であります旭川、函館の周辺市町村から、優秀な教職員が中核都市に隔たるのではないかとといった不安の声が上がっております。名寄市におきましても年齢別構成を初め、やはり優秀な中堅の先生方が地域から消えてしまう可能性を残されておりますので、教育委員会としてどのような考えをお持ちなのか、お知らせいただきたいと思います。

次に、行財政改革の一環として、2点についてお尋ねいたします。旭川市は、先日現業部門の技能労務職を2013年までに全廃することを明らかにいたしました。名寄市においては、既に先行実施しておりますが、厳しい地方財政の環境の中でさらなる行財政改革を積極的に進めなくてはならないと考えております。地方自治経営学会の発

表によりますと、直営と民間委託のコスト比較はそのものによっては2分の1、3分の1程度となっており、人件費が半分で済むとか、能率がよいとか、人事管理の煩わしさが少ないということも実証され、民間委託は時代の要請であります。名寄市の新行財政改革推進計画によりますと、公共サービスは行政だけで行うものではなく、民間の知識や技術、経済性などを生かし、効率的かつ効果的にサービスを提供できる業務については積極的に民間委託を推進するとあります。既にしらかばハイツの民営化、認定こども園制度の推進、風連地区除雪業務など実施されています。さらに、そのほか学校給食センターを初め11項目について行う検討がなされています。人件費や公債比比率が高く、財政構造が硬直している今、財政負担を軽減し、それによって余裕職員を必要部門に再配置し、新たな行政需要に対応するためにもスピード感を持って実行することが必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目、ある評論家の言葉にこの世は物質とエネルギーと情報から成り立っている。物質とエネルギーは使えばなくなる。ところが、情報はなくなるとあります。これからの行政は、型どおりにやればよいというのであれば日進月歩の社会に追いつくことはできないと思います。あらゆる情報を集め、消化する能力、好奇心を持って分析する能力を持った職員で仕事をしていくなら、より多くの仕事のやり方が改善されていくと考えております。庁内に専門の職員を置き、資料の収集、整理をして職員に公開し、情報を資料で話し合い、仕事をする体制が必要であると考えますので、見解をお尋ねいたします。

次に、冬の市民の健康対策についてお尋ねいたします。まず、インフルエンザ。広報なよろの11月号で、健康ガイドでインフルエンザについてお知らせがわかりやすく載っていますが、本年は昨年ほどではないにしろ、札幌太平小学校では既に11月中旬に学級閉鎖が行われ、さらに上川管

内、そしてつい数日前に名寄中学校で学級閉鎖、本日の報道によりますと、わずか二、三日前の学級閉鎖が学校閉鎖、そして南小学校、東小学校においても学級閉鎖になってしまったという非常に市民にとってこのインフルエンザの広がりが不安を覚えることであります。抵抗力の弱いお年寄り、子供たちへのワクチンの接種をもっと進めるべきだと考えます。さらに、この接種時期ですが、接種後効果があらわれるまでには2週間かかるといえます。この重要な点をやはりもっとPRしていくことも必要であると考えます。小学生以下の子供は、2回の接種が必要であることなど、このインフルエンザに対するもっと早目の周知が必要ではないかと思えます。効果の持続は5カ月と言われておりますので、10月中旬ごろからの接種を市民に訴えていくべきだと思います。さらに、接種する病院ですが、市立病院は午前中のみで、子供たちは早期接種が受けられません。風連診療所においては日曜接種が行われております。来年より市民のインフルエンザを防ぐためにも、市立病院においても日曜接種を望むところでありますので、行う考えがあるかどうかをお尋ねいたします。また、民間病院で子供の接種を行っているところもあります。広報においてもきっちりと周知すべきではないかと考えておりますが、見解をお尋ねします。

次に、ノロウイルスです。このノロウイルスというのは、広報の12月号にも載っておりますが、急性胃炎、そして食中毒を引き起こすものとなります。何か市民の皆さんは、夏に発生するウイルスだと思っておりますが、このノロウイルスというのは11月から始まり、12月、1月がピークを迎える感染性の胃腸炎であります。名寄市においてももう既にことし発生しておりますし、旭川においては150人以上の集団感染、さらにきょうの新聞にも滝川か深川で集団感染があるということが報道されております。このノロウイルスは、人から人への感染として急性胃腸炎を引き起こし

ます。感染力がとても強く、潜伏期間はわずか24時間から48時間と短く、ワクチンがないということです。乳幼児やお年寄り、特に注意が必要です。かかってしまったときの対応等、市民にノロウイルスの認識を深める必要を感じていますが、その見解をお尋ねし、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） おはようございます。大きな項目で4点の御質問をいただきました。1点目、2点目については私から、3点目については総務部長から、4点目は福祉事務所長からの答弁となります。

初めに、新学習指導要領移行措置への対応について、小項目の（1）、移行措置への教育委員会の考え方についてお答えをいたします。新学習指導要領は、平成20年3月に告示され、小学校におきましては平成23年度から、中学校は平成24年度から全面実施となっております。文部科学省では、それまでの期間を移行期として、平成21年度から年度ごとに段階的に取り組む内容を移行措置関係規定として示し、これを受けて北海道教育委員会では小中学校教育課程移行措置の手引を発行し、各年度ごとの取り組み内容を具体的に示してございます。名寄市教育委員会といたしましては、これらの移行措置に基づいて、各学校が授業等の内容を具体的に示した教育課程を編成するに当たり、学び漏れのないよう今後とも指導してまいりたいと考えております。また、新しく取り入れられる教材等の準備につきましては、現在各学校の要望について確認作業を行ってきており、過不足のないよう準備を進めてまいりたいと考えています。

次に、先行実施の具体的内容についてお答えをいたします。学習指導要領の移行措置につきましては、原則として総則にかかわるもの、道徳、総合的な学習の時間、特別活動は全面実施、また算数、数学、理科は一部を先行実施、その他の教科

等は学校の判断により移行期間中に実施することが可能となっております。教科書の改訂については、新学習指導要領の全面実施時期となります平成23年度、24年度からとなりますことから、各学校においては現行の教科書をもとに一部先行実施される内容については、文部科学省等から出される資料等をもとに指導していくこととなります。名寄市教育委員会といたしましては、今後とも各学校等の綿密な連絡調整を図り、先行実施への対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、授業時間増の取り組みについてであります。新学習指導要領においては、各学校が取り組むべき標準授業時数が示されており、小学校では移行期間の始まる平成21年から各学年年間35時間、週に換算するとおおよそ毎週1時間程度の授業時間の増加となります。また、学習指導要領が全面実施となる平成23年度からは、低学年においてはさらに週1時間が増加となります。中学校におきましては、学習指導要領が全面実施となる平成24年度から年間35時間の授業時間の増加となります。現行の授業数から1時間ふえると、1日7時間授業ということも考えられることから、子供たちの健康状況も考えながら、どのような取り扱いが望ましいか、十分検討してまいりたいと考えております。今後授業時間の増加にかかわりましては、行事等の精選や日課表の変更、さらには登下校の時間帯の変更も予想されますことから、各学校において保護者や地域住民等への理解を十分に図りながら、取り扱いを指導してきているところであります。

次に、小学校高学年の英語教育に対してにお答えをいたします。新学習指導要領では、外国の言語や文化について体験的に理解を深め、コミュニケーション能力の素地を養うことを目的として、小学校高学年に外国語活動を取り入れることとし、平成23年度の全面実施におきましては、小学校5年生、6年生は毎週1時間程度の実施となります。平成23年の全面実施に先駆けて、文部科学

省では小学校における英語活動等国際理解活動推進事業として、拠点校方式による指導方法等の確立などについて実践的な研究を行っており、風連中央小学校が道内29校の中の1校として平成19年度に拠点校の指定を受け、2年間にわたる研究実践を進めてきており、その成果を各学校に広げてきているところであります。名寄市教育委員会といたしましては、これまでも総合的な学習の時間等における国際理解教育の一環として、これまでに小学校の低学年からALTや外国人講師の派遣を行い、外国語に親しむ活動を行ってきたところであり、各学校におきましては段階的に授業時間をふやすとともに、職員研修等を通して指導力の向上を図っていくこととしております。今後とも小学校へのALTや外国人講師派遣の継続を図りながら、各小学校における外国語活動の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

大きな項目の2つ目、平成20年度学力テストの結果を踏まえてについてお答えをいたします。初めに、名寄市の小中学校の現状について。全国学力・学習状況調査結果につきましては、名寄市教育研究所内に設置されました全国学力・学習状況調査指導改善検討委員会におきまして平成20年度全国学力・学習状況調査の結果の分析と改善策につきまして検討を行っているところであります。結果の分析によりますと、活用力の育成につきましては全国的にも課題となっておりますし、学習状況調査からは家庭での学習時間の確保なども大きな課題となって出てきております。同検討委員会では、分析結果をもとに平成19年版指導改善プランを改訂する予定でありますが、改善策につきましては前年度に一部加味する程度とし、長期的な見通しを立てながら、子供たちの基礎学力の定着を図るよう取り組むこととしてございます。また、学習状況調査におきましては、学校と各家庭へ教育資料の形で望ましい学習環境の構築に向けた提言を行っていく予定であります。名寄市教育委員会といたしましては、指導改善プラン

に係る報告を受け、各学校が子供たちの学力向上へ向けて取り組みを充実させていけるよう指導、援助してまいりたいと考えております。

小項目の2、PISAへの取り組みの考え方についてでございます。OECDで行っておりますPISA調査につきましては、15歳児を対象として行われる国際的な学力調査であります。この調査は、知識や技能を実生活のさまざまな場面で直面する課題に対してどの程度活用できるかを評価するものであります。名寄市においても各学校の公開研究などでは、PISA的学力の育成を意識して取り組んでいるものであります。このPISA型の考え方は、全国学力・学習状況調査における主に活用に関する調査や学習指導要領で示されている生きる力とも共通するものであります。新学習指導要領では、バランスある学力の育成が求められており、習得、活用、探究をキーワードとして、これらPISA的学力についても包含する形で取り入れられているものと考えております。このような観点から、名寄市教育委員会といたしましては各学校に新学習指導要領の趣旨を十分に生かした授業を構築することで、子供たちの生きる力をはぐくんでいけるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、教育人事権移譲の将来的影響についてでございます。内閣府に設置された地方分権改革推進委員会では、地方分権改革推進要綱において教員人事権を中核都市に移譲する方針が出されました。現在教員の人事権につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で市町村教育委員会の意見を聞いて都道府県教育委員会が定めることとなっております。この地方分権が進む中、地方に権限を移譲し、地方の実情に応じて弾力的な運用を図ることは必要なことではありますが、教職員の人事権につきましては採用、人事配置、給与の決定などさまざまな権限が含まれており、それらを明らかにし、整理する必要があります。中核都市に教職員の人事権が移譲された場合、広

域にわたる人事が滞ることから、年齢構成など教職員組織の硬直化のおそれも出てきます。また、都市部と郡部における教員バランスが崩れるなど課題も多くあるとの指摘もあります。これらの課題がどのように解決されていくのか、今後の動向を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうからは行財政改革の一環として、小項目1、民間委託の推進についてお答え申し上げます。

名寄市の技能労務職の職員は、病院を除き8名であります。平成18年度合併以降、技能労務職の退職者の不補充を進めています。今後も嘱託職員、臨時職員で補充することとし、職員の削減を図ってまいります。厳しい財政状況を踏まえ、時代に即した簡素で効率的な組織への改革を進め、民間活力の導入も実施してきているところです。新名寄市行財政改革推進計画に基づき、これまで31の施設において指定管理者制度を導入しております。また、本年度から風連地区除雪業務を民間委託といたしました。平成21年度から認定こども園制度の導入も決まっているところです。今後もコストを意識し、事務事業の見直しを行い、行政の責任、費用対効果、住民サービスの内容を明確にし、指定管理者制度の導入、業務の民間委託を図ってまいりたいと考えております。

次に、情報担当者の配置についてお答えいたします。現在官報、公報を初めさまざまな情報が国、北海道等の機関から発信されています。名寄市では、官報情報検索サービスに総務部総務課の管理で1回線加入をしております。ただし、官報号外となる衆議院、参議院会議録についてはこの検索サービスで見ることができませんので、印刷物を購入しているところであります。他機関の情報についても担当課において必要に応じて各自情報収集に努めていますが、他の部署に及ぶものについては関係課の間で情報の共有化、業務の推進が十

分図られていなければなりません。また、市民からの問い合わせにも十分対応できる体制も整えるよう総務課において調査研究をし、誤りのないように進めてまいります。

なお、職員1名に1台のパソコンを配置して年数も経過しておりまして、積極的に情報収集を行い、業務に活用していると認識しております。日々の業務に情報漏れがないように、殊に留意をいたしまして、情報担当者の配置につきましては今後研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務部長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 冬の市民の健康対策として、インフルエンザについて及びノロウイルスについてのお尋ねがありました。最初に、インフルエンザの予防接種についてお答えいたします。

インフルエンザは、通常の風邪に比べ発熱などの症状が重く、特に乳幼児や高齢者が罹患すると肺炎など合併症を引き起こし、重症化しやすいことから、その予防対策が重要で、その一つにワクチンによる予防接種があります。名寄市では、平成13年度から市内医療機関の協力を得て、予防接種法に基づき65歳以上の高齢者、一部の重症疾患の方には60歳以上を対象に予防接種希望者に対し1,000円を助成し、積極的に推進してまいりました。この結果、平成19年度高齢者の予防接種率は約50%と全国平均接種率35%を大きく上回るなど、高齢者自身の予防に対する意識の高さがうかがえ、ここ数年高齢者には通常の罹患程度で、流行までには至っておりません。しかし、例年、そしてことしも既にインフルエンザによる学年や学級閉鎖、そして学校閉鎖が確認されている状況にあります。特に集団生活における予防対策としてワクチンの予防接種率を高めていくことが重要であると考えております。このため各市内医療機関の情報や予防接種の有効な受け方、

またうがいや手洗いの励行など具体的な予防対策について広報等を活用し、わかりやすく周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、市立病院の休日の対応について御質問がございました。市立病院では、高齢者インフルエンザの予防接種は平日の午前中で実施しております。また、成人の場合には総合内科や循環器内科でなくても現在受診している科で御予約なしに接種できます。小児科では、月曜から金曜日の午前、午後とも接種は可能です。しかし、通常の間隔ですと風邪等で受診しているお子様もおられることから、元気な子供が予防接種を受けるためには、その子供たちと一緒にすると逆に風邪に罹患する可能性があるため、火曜日と木曜日の午後という形をとっております。しかし、火曜日や木曜日に予約しなくても受診していただければ接種は可能であります。休日に実施できないかという御質問ですが、休日には救急外来を実施しているため、予防接種の対応は難しい状況でございます。

次に、2点目のノロウイルスについてお答えいたします。ノロウイルスは、1年を通して感染、発症が見られるものですが、特に冬期間にかけての流行が見られております。このノロウイルスは人から人に感染することから、感染性胃腸炎の原因やノロウイルスに汚染した食品を摂取することで食中毒の発症にもつながるなど、その予防対策が重要となってきております。ノロウイルスに感染すると、1日から2日の潜伏期間の後、嘔吐、下痢、腹痛などの症状があらわれます。感染後も通常二、三日で回復すると言われていますが、感染力が非常に強いことから、集団生活が行われる特定の場所などでの感染拡大が危惧される場所でもあります。このため、予防対策としてノロウイルスについて正しい知識を市民の方々の理解を深めていただきたく、12月の広報や名寄市のホームページにおいて周知を図ってまいりました。また、感染すると重症化しやすい小さいお子さんには、乳幼児健診等においてリーフレットの配布や

家庭での注意を呼びかけてきているところでございます。このノロウイルスに対する具体的な予防対策は、ワクチンもないことから、日常生活での手洗いの励行を基本とし、食品の加熱や十分な水洗いなど取り扱いについて注意が必要になってきております。感染者の下痢や吐物を処理する際には、人の手を介して二次感染をするおそれがあることから、家庭でできる消毒法なども取り入れながら、予防に向けて周知を図っているところでございます。今後もうつらない、うつさないを基本にノロウイルスに対する市民の関心を高めていけるよう予防対策の推進を図ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、学習指導要領の移行措置への対応なのですが、教育委員会としての移行に対する考え方はわかりましたが、基本的には各学校の考え方を尊重するという点で間違いはないのかどうか確認させていただきたいと思っております。

個々の事例についてお話ししていると非常に時間がかかりますので、集約してお話しさせていただきますが、どうも先行実施の具体的な指導内容が私には見えてこないというのが現実であります。授業時間35時間増、やはり1日7時間も検討していくということですが、もう既に来年の4月からそれが始まるわけです。いつまでも検討でなくてある程度の方向性と学校と話し合っ、解決に向けてまたよりよい方法をとっていくことが必要ではないかと思っております。前から私授業時間確保のために言っております。また、視察等でも2学期制とかも研究させていただきましたが、先生方忙しくてなかなか時間がとれない、とれないというのであれば、現実本当大変なお仕事をされているわけですから、やはり学校記念日をなくすと夏休み、冬休みを1日、1日短くするだけで非常に時間がとれるのではないかと私は考えて、前

から訴えております。何かの記念日で休みになるのは天皇陛下だけですよね。今会社の記念日だからって会社休みになるわけでありませし、自分の誕生日だから何かを休むという時代ではないと思いますので、いつまでも学校記念日は何かのお休みとするのではなく、学校記念日に子供を登校させて過去の歴史を語ってあげるであるとか、各学校のこういった歴史を教えるということも教育だと思えます。何がひっかかっているような授業時間の確保ができないのか、もう一度確認させていただきたいと思えます。

それと、小学校高学年の英語教育についてであります。今の話ですとこの教育移行期間中にはそうとりたてて指導はなさらないというように私とれたのですが、現状今総合的な学習の中でやられているのもわかります。私も今度の小学校の高学年の新しい教育内容を見たら、私が中学生で習ったときのようなディス・イズ・ア・ペンの世界ではないのです。耳で聞いて覚える。アイ・アム・ア・ボーイなんていう世界ではなくて、何か本当普通の会話の中の授業がもう既に小学校5年生から行われるわけですから、この移行期間中は各市町村にするしないは任されておりますので、名寄市としてもALTの方にプラスアルファ、何とかTTを増員するであるとか、思い切った予算措置を市長にお願いして1人ふやすであるとか、この2年間の移行期間中に勉強するとしないのでは、各研究者によりますとやはり相当な差が出るということが言われておりますので、もう一度英語教育に対する取り組みについてお話を伺いたしたいと思います。名寄市は、総合的な学習の中で低学年、中学年においても英語と触れさせようということで、2人のALTを使って本当によくやっていたいておりますが、この現状の2人でいいのかどうか、今後今実質総合的な学習でやっています低学年、中学年に今度の高学年が入ったことで低学年、中学年の取り組みが少なくなることも考えられるのか、そこら辺をまずお尋ねいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 学習指導要領の移行措置につきましては、1つは基本的な構想を名寄市として固める必要があると、こう考えております。そういう意味でおおむね2学期並びに冬休みぐらゐまでに平成21年度以降の大枠について決めてまいりたい。今そういうことについて各学校で議論中でございます。そして、その中で特に校長会を中心にして調整を図っているところでございます。ただ、その中の例えば何曜日に何時間授業するとか、あるいはその他の学校独自の教育活動にかかわる部分については、移行期間あるいは本格実施の中でも学校の主体性にお任せしたいと。ですから、例えば算数の時間を何時間増にするとか、総合的な学習の時間を現行70時間を具体的にずばり何時間にするかなどは名寄市として統一してまいりたい、こういうことでございます。そういう中で総則にかかわるもの、それから道徳の指導にかかわるもの、その他算数、理科などについても順次明確に決めてまいりたいと、こう思っておりますので、もう少々お時間をいただければと、こう思っているところでございます。

それから、授業時間数の確保につきましては、これは古くて新しい問題でございまして、今岩木議員のお話のとおり昔からいろいろな創意工夫がなされているところでございます。これにはいろんな考え方がございまして、時数を確保するために本当に今行われている学校行事などをずばり切ってしまうていいのかという、こういう議論もあるところでございます。学芸会や学習発表会、あるいはその他のいろいろな行事なども子供たちにとっては大変大切な営みであるということから、これを切ることによって授業時間だけをふやすということについては、名寄市教育委員会としても慎重に考えていかなければならない。その大切な一つに、私は学校記念日もあるのではないかと思います。学校へ出て、そして記念日をしつかりと確かめるという方法もちろんあるわけ

でございますが、学校を休みにすることによって子供たちにきょうは休みだ、どうして休みなのだ、学校が開校した日だよと。こんなこともあるのかなと。これまで続けられてきたのは、きっとそういう趣旨からではないかと思うのであります。しかし、ただいま御意見もございましたので、これから学校記念日についてはまた校長会等にもボールを投げて、そしていろんなことを検討していきたいかなと、こんなことを考えているところであります。授業時間数の確保について、なかなか難しいというのはそういう今まで歴史があるということでございます。

それから、外国語教育にかかわりましても幸いな名寄市は何年も前から小学校に外国人講師を派遣してまいりました。そういう意味では、保護者等の一定の理解は得ているものと、こう考えております。また、学校でも外国語活動に対する一定程度の素地はでき上がっているというふうに考えております。ただ、24年からの本格実施に向けましては、現在の5、6年生の派遣時数では不足でありますので、これを移行期間の間に徐々に増加させながら、本格実施のときには指定された時数に持っていききたいと。しかし、そのことによって低学年の国際理解教育がおろそかになってはなりませんので、それについては従来どおり何とか外国人講師を派遣しながら、名寄の国際理解教育を推進していきたいと、こう思っているところであります。そういう中では、名寄市においては決して外国語活動に関する格差は生じてこないと。各学校がひとしく外国語活動について充実していける、こんなふうに考えているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 移行措置ということですが、4月から実際に始まるわけですので、きちりとした計画を立てて、完全実施に向けて漏れないようお願いしたいなと思います。

教育長は、この間の市P連の研究大会において講演され、私もそれ聞かせていただいて、非常に

感銘を受けた一人であります。人間は平等ではないと。背の大きい子もいれば小さい子もいる。足の速い子もいれば遅い子もいるという、そういったことをしっかりと子供たちに認識させるのも大切ですが、教育を受ける機会というのは、やはり全国どこにいても義務教育というのは平等でなくてはならないと思うのです。だから、お金のあるまちは英語をしっかりと教育する。受けることができる。この2年間ではっきりわかるとは思いますが、本当に英語教育、ほかの算数、数学、理科以外の先行的にその学校の裁量でやれることというのは、やはり格差が相当出るのではないかなという危惧することがありますので、そこら辺をしっかりとらえて新学習指導要領に備えていただきたいなと思います。

それでは、次学力テストの結果を踏まえてでございます。このことにつきましては、大阪の橋下府知事が公表の結果のことで教育委員会とやり合ったことがよくマスコミ報道されました。さらに、鳥取県においては全面公開と。これ市町村1,839教育委員会のうち26.5%の教育委員会が結果を公表していると。そして、今後公表する教育委員会もまたさらに14%ですから、トータル全国のうち4割の教育委員会が何らかの形で結果を公表する見通しであるということ文科省が発表しております。名寄市においては、発表はされておられません、公表に対する考え方をお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 全国の学力・学習状況調査の結果につきましては、教育の成果とか課題等を把握し、さらに検証すると。そして、改善を図るという意味では大きな資料となるわけでございます。ただ、せんだっての答弁でもお答えいたしました、検査対象は中学3年生と小学校6年生というごく限られた学年の限られた数ということもございまして、これをもって名寄市の学力の全体を推しはかるということにはならないと、こ

うということが1つでございます。それからさらに、この全国学力・学習状況調査では学力のみに視点を当てずに同時に行われている学習状況調査にも注目すべきではないかと、私はこう考えているのでございます。例えば一例を申し上げますと、中学校の3年生にかけた調査でございます。学校以外での勉強時間では、1時間に満たないとしている生徒が実に66%に上っている。そのうち全く勉強しないというのも18%いるという。名寄市でございます。こういう結果が出ております。しかしながら、うれしい話もありまして、読書を特に好むとした生徒が51%、全国よりもはるかに高いのであります。これは、きっと名寄で朝読書を励行している、こういう成果のあらわれではないかと思っております。しかし、残念ながら家では読書はしていないと、こういう結果が出ている。その他にもたくさんこういう数字が出ております。学力の基盤を形づくるのは、やはり学習環境であります。こういう中でしっかりと学習状況を把握し、指導していくことが私たちの生命線ではないかなと、こんなことを考え、今回の分析、それから指針をつくる、指導改善プランの中でもこれらの中でもしっかりと分析し、対策を講じるよう教育委員会としてお願いをしているところでございます。このようなことを踏まえまして、過度な競争を引き起こさないとか、こういうことなども要因の中として名寄市としては公開しないと、こういう姿勢をとっておりますので、御理解をいただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 私も競争をあおろうと思っているわけではないので、ただその結果を踏まえて各学校には通知し、各学校はそれによっていろんな取り組みを行っている。順位46位、44位というのは、前回は1年前も言いましたけれども、余りとられることはないですけども、その結果としてトップの秋田県と北海道が10点以上の差があるということはこれ非常に問題では

ないかなと思います。そして、劣っている北海道ですが、その位置において名寄市はどこに該当しているのか、それをわからずして何を基準にやるというのはこれどうも理解できないのです。各学校がどうだということを名寄市内において知るのでなくて、名寄全体における位置がどこにあるのかと。北海道教育委員会も各管内ごとの学力の結果を発表しました。そうすると、やっぱり札幌が高く、地方に行くほど数字が落ちている。それを平均すると、北海道の学力なのだよということになっています。19年度から20年度2回行って、ですから名寄市が何ポイント上がったのか、何ポイント下がったのか、それを知り得るのは教育委員会と学校だけです。それはちょっとおかしいと思うのです、私も。公表の仕方、いろいろあおるのではなくて、やはり名寄の位置をきっちり皆さんに知らしめる。そして、去年より上がったのか、下がったのか、それが指導プランがよくなったのか、悪かったのか。教育長は、市P連のときもおっしゃっていましたが、その改善の指導プラン、名寄が取り組んだのは全道的にも非常に評価され、すごくいいものであるということをお願いしたので、安心してはいますが、またことしも答弁の中で指導プラン、指導プランと。指導プランをつくるための学力テストではないわけですから、基本だけは軸をしっかり持っていていただいてやっていただきたい。名寄の学力の位置というのは今どこになっているのか、言える範囲でお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 昨年とことしと同じ対象の子供であれば、昨年とことしの比較は容易なわけでございますが、検査の母集団といいましょるか、これも全く異なるわけでございます。その比較ということには当然ならないわけでありませう。ただ、全国の言ってみれば正確な平均点ではないのでありますが、一応学力のポイントが示され、そして北海道のポイントが示されていると。

そういう中で名寄はいかほどにあるかという、こういうお話でございますが、先日の報道では石狩は上位に属している。上川管内は、上位に一部属し、わずかに下位に一部属している。言ってみればトータルすると平均よりもやや高いと。上川管内は、そういう状況でございます。名寄市は、決して上川管内で学力でも学習でも劣っているとは考えておりません。その程度で御理解いただければと思っております。標準偏差というのがございまして、私たち一つの大切な要素にするのは基礎、基本の定着でございます。言ってみれば標準偏差というのは、その基礎、基本の母体が一つの山状になって流れているということですが、その標準偏差の山状の形成の状況はおおむね全国より上回っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 言えないというつらい立場も理解できますが、やはり私も現Pとして位置がわからないのにやるというのは、ちょっと理解してくれと言われてもなかなか理解できないのです。個人の情報、個人ごとの成績を出せと言っているのではなくて、名寄市としての教育の今の位置はどこにあるのかというのは別に公表しても悪くないと思いますので、教育委員会の中でまたさらに検討をいただきたいと思っております。

それと、教員の人事権移譲についてですが、今部長から答弁あったとおりでと思います。今現状にあっても名寄市の教職員のバランスというのは余りよくないのです。ベテランの30代、40代の先生はほとんどいない。20代と30代前半の先生で学校教育が賄われているという現状があります。やはり人事権が移譲が旭川地区に決定しましたら、今言ったことが本当に起こり得る可能性があります。そうすると、今度は多分上川と宗谷の広域的な中で先生を回そうということになるのだと思いますけれども、今の先生方余り田舎に行きたがらない。そういったことも危惧されますの

で、教育長もしっかりとやはり先生方の確保ということに最大の努力と先を見て取り組んでいただきたいなと思っております、人事権について何かありましたら。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 中核都市への人事権の移譲にかかわりましては、現在中教審等でもしっかりと議論すべきだということで議論の最中でありまして、私は、この人事権の移譲はあわせて給与負担の権限の移譲も行われるべきだと、こう考えているところでございます。それとあわせて、地方教育行政法の一部改定に伴いまして、市町村教育委員会の内申権も実は拡大されております。これは、言ってみれば名寄市教育委員会が人事にかかわって、北海道教育委員会に具申、内申したことは重視すべきという、こういうふうに変更になっております。こういうことも人事権移譲に係る一つの歯どめにはなっていくのかなと、こう思ったりしているところであります。

参考までに名寄市の教員の構成を申し上げますと、平均年齢は小学校で36歳、それから中学校で34歳となっております。これは、全道に比べるとやや若いかなと、こういうことでございますが、幸い名寄市の場合は年齢構成については他の上川管内の旭川市を除く市町村ではかなりバランスのとれた教員構成になっていると思います。あわせて現在の人事のあり方を考えてみますと、旭川に人事権が移った場合でも私としてはしっかりと連携を結ぶ中で人事の交流は行われていく、それが1つであります。それから、もう一つは、やはり教職員に子供のいるところに教育ありという、この精神をしっかりとこれからも訴えていくことが大切だと、こう考えております。現在教員の人事は希望と納得が優先されているわけですが、やはり教育に携わる者として、どこの学校にも子供がいる。その子供のためには、私たちはしっかりと汗を流さなければならない。情熱を傾けなければならない。このことは、私た

ち教育界の中でしっかりとこれから考えていかなければならない大きな問題だと、このように考えております。

○議長（小野寺一知識員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） そのとおりでありまして、先生方の子供に対する教育者としてのしっかりとした意識を持っていただくというのが大切なことですので、ぜひ実践していただきたいなと思います。

それと、PISAへの取り組みなのですが、私この間西小学校の公開授業、4年生の国語ですか、受けさせていただきました。本当言葉の理解ということでは、しっかりとした授業をやっているなと。先生も頑張っているなということを実感しておりましたので、名寄市としてはやはり読解力を高める教育ということ、これは国語だけではなくて算数も社会も理科も、ただ知るだけではなくてそれがどうなるのかということの子供たちに教えていくのがこのPISA型の読解力でございますので、そういった点を教育の中でもぜひ有効活用するべく研究をさせていただければなということを要望しておきます。

それでは、次行財政改革の一環として、名寄市は本当に頑張っていたでいて、いろいろと改革を進めていっていただいておりますが、私が言いたいのはこれ結局今3つのことがもう民間委託されましたよね。それ以外のことがこれまだ結局23年度まで実施するというので検討がずっと続いているのです、ほかの事業。給食センター、女性児童センター、図書館、北国博物館、やはりそういったことも計画を立てたからではなくて、できるものは推進をもっと早めて早目に実施できないかということも訴えたいわけです。さらに、私も市政クラブでも視察へ行きました千葉県東金市、埼玉県志木市、愛知県高浜市、もう窓口は市職員いないのです。制服を着ていて、何で市役所に制服があるのと言ったら、それはもう民間委託した職員ばかりなのです。それは、視察行っている

ろ聞きますと何ら不都合はないし、非常にいいよと、市民受けもいいし。また、そういったことも含めて民間委託の推進ということについてどうお考えか、ちょっとお願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今行革進めておりまして、具体的には組織のスリム化とあわせて、図書館の関係については本当にコストが下がるかどうかも含めて具体的に21年から3年間かけて職員を減らしながら、当面は嘱託職員を配置しながら、指定管理になじむのか、それから民間委託になじむかも含めて具体的なタイムスケジュールを持って今検討しています。それから、給食センターの関係につきましては、既に名寄は安全、安心な食事、給食の提供ということも含めまして、コストの面ではかなり正職員ではなくて臨時職員を長く配置をしまして、その歴史を持ちまして全道の給食会でのトップレベルのランクだということも含めまして、まずは安心、安全な給食を提供できるスタッフの配置ということを考えておりましたので、その辺は一概に民間委託がいいかどうかも含めて、コスト面では私は十分給食センター検討していると思っておりますので、その辺も含めまして今後作業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 民間委託、おっしゃるとおりですべて民間委託にすればいいというものではありませんので、効率よくできるものはやっぱり早目に取り組むと。できることには取り組むという積極的な姿勢で臨んでいただきたいなと思います。

最後に、インフルエンザについてお尋ねします。パンデミックって皆さん御存じですか。これは、感染爆発。新インフルエンザ、これが新インフルエンザというのは十数年に1回周期的に起こる。前はスペイン風邪ということ。それがそろそろ鳥インフルエンザが変形したものが起こるの

ではないかということで推定されています。日本でもこれがはやくと64万人が亡くなっております。例年昨年度のインフルエンザで亡くなった人は699人、これだけインフルエンザでも亡くなるわけですから、やはりこの新型インフルエンザに対する備えというものも必要ではないかなと思います。一人でも発生すれば名寄市内のすべての学校は休校するという通達も来ているはずですが。そこまでやはりもう用意というか、感染力が強いということがうたわれておりますので、そういったことに対する取り組みは、予防はある程度考えていると思いますので、その点について。

それと、インフルエンザの実際の接種について、何とかやはり市民の安心、安全を守るためにも受けやすい、市立病院も小学校高学年になりますと帰ってくるのが3時半とか4時ですよ。そうすると、早く10月に接種したくてもなかなか打てないという現実がありますので、民間病院のPRであるとか、もう少し市民に優しい接種の期間を設けることも検討願いたいなと思っております。インフルエンザの新インフルエンザに対する取り組みだけお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 新インフルエンザの御質問がございました。大変少ない時間でございますので、かいつまんでお伝え申したいと思います。

今議員が御指摘のとおり、死者が64万人という部分がございますけれども、これを上川北部地区に当てはめますと患者数は1万4,450人、死者でいうと370人というような推定がされております。国や道のレベルでは、既に新型インフルエンザ対策行動計画というのでできておまして、我が国の内外において危機的な状況が予測される場合は都道府県レベルで感染症危機管理対策本部を設置し、地方自治体につきましては地域の実情に応じた対策実施を要請していくということで、都道府県レベルから地方自治体のほうに落ちてく

るといことになります。上川北部につきましては、名寄保健所が主体となって地方本部を立ち上げて病院、市町村、上川北部医師会、それから消防、警察の連携で具体的な指示、役割を確認し、予防対策を図るとされております。それで、市のホームページのほうには、新型インフルエンザQ&Aというものを掲載しております。さらに、今後北海道新型インフルエンザ対策ガイドラインが示されることになっておりますので、その部分につきましてはまた改めて市のほうも沿った対応、対策を考えているところでございます。市のホームページには、厚生労働省のほうのリンクが張っておりますので、ぜひ興味のある方につきましてはどのようなものかということを御確認いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

名寄市立総合病院改革プランについて外2件を、高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 議長より指名を受けましたので、さきに通告しております順に従いまして、順次質問をいたしたいと思っております。

最初に、名寄市立総合病院改革プランについて質問をいたしたいと思っております。総務省は、昨年12月に公立病院改革ガイドラインを示し、公立病院の経営効率化を目指すとして、病院事業を設置する自治体に対し、今年度末までに改革プランの作成を義務化いたしました。公立病院の経営状況を見るとき、経営赤字の自治体は全国で実に約80%弱、そしてその多くが不良債務を抱えていると言われております。公立病院の経営悪化の原因は、私は診療報酬の連続マイナス改定、地方における医療スタッフの不足の深刻化、目まぐるしく変わる読み切れない医療、介護制度、そして少子高齢化、自治体財政の悪化等々、病院事業の社会環境の変化による影響が極めて大きいのではないかと考えます。医師や看護師確保対策など、本来的対策を講ずることなく、財政効率化ありきの経

営改革を急げば、結果として地域医療の崩壊を招くことになるのではないかと懸念をいたします。公立病院や医療を取り巻く環境の変化と現状の基本認識についてどのような所見をお持ちなのかお伺いをいたしたいと思ひます。

次に、改革プランの策定について伺ひます。本年3月までに病院事業経営の改革に総合的に取り組む改革プラン策定が求められ、作業を進められていることと思ひます。総務省が示したガイドラインでは、プラン策定に当たっては経営効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの視点に立った改革を一体的に進めることで公立病院に必要としている機能を安定的に確保する体制を構築することが求められているとしておひます。言うまでもなく、地域性、立地条件等により公立病院の責務と役割は異なってくるものと考えます。今当市でもこれら3つの視点を柱に改革プランの策定に向け、詰めの段階の検討がなされていると思ひますが、具体的に経営効率化に係る計画では経営指標に係る数値目標、一般会計からの繰り出し基準、病床利用率等の主要な計画についてどのように考えておられるのか、さらに再編ネットワーク化及び経営形態の見直し計画に対して基本的な考え方等、改革プランの概要についてまずお伺いをいたします。

2点目に住宅火災警報器設置の取り組みについて質問をいたします。本格的な冬のシーズンを迎える11月16日に高齢者の夫婦が犠牲になる住宅火災、さらに今月2日未明にもひとり暮らしの高齢者が犠牲になる住宅火災が発生いたしました。とうとい命が犠牲になりましたことは極めて残念なことであり、心より御冥福をお祈りをいたします。

こうした焼死火災を防止するには、消防機関の取り組み、努力はもとよりであります、まさにもしものときに備えた自助努力も求められているのではと思ひます。平成18年の消防法の改正により、住宅火災警報器設置の義務化は焼死火災防

止の一助としての措置なのかなとも考えるところではありますが、ただいまは経過期間中ではあります、名寄市としてこれまでの具体的な取り組みと設置状況についてお伺いをいたします。

また、市営住宅等市が管理する住宅への設置についてはどのように対応をなされるのか、あわせてお伺いをいたします。

3点目に、障害者福祉について質問をいたします。平成18年4月から施行された障害者自立支援法は、障害者施設や居宅支援の利用に係る応益負担やサービス事業所の報酬単価の引き下げ、さらには日払い化等々制度設計に問題があると抜本的な改正を求める声が強まっております、その議論は別の機会に譲りたいと思ひます。一方では、福祉サービスの利用形態では身体障害者、知的障害者に精神障害者を加えた3障害すべてが対象となり、みずから利用したいサービスを選択できるように見直されるなど評価される一面と利用する上で経済的負担が重く、地域で安心して生活を営むことが困難な状況が生まれることが懸念をされる面もあります。障害者福祉サービスを受けるにしても、まずは対象となる該当者の実態の把握が何にも増して重要なことと思ひます。当市における該当者の実態把握はどのようになっているのか、とりわけ精神障害者等の実態についてお伺いをいたします。

名寄市においては、2つの社会福祉法人が知的障害、精神障害の施設福祉及び在宅福祉サービス事業、また相談支援指定事業所として障害者のケアマネジメントに取り組んでおります。精神保健福祉士、ケアマネジャー等人材社会資源を生かす立場からも在宅精神障害者等の支援サービスの利用計画の策定等はまさに専門家を配置した相談支援指定事業所に委託し、よりきめ細やかな対応を図るべきと考えますが、見解をお伺いをいたします。

以上、この場からの質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） ただいま大項目で3点にわたって御質問がございました。1点目は私から、2点目は総務部長から、3点目は福祉事務所長よりの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

まず、大項目1点目でございます。名寄市立総合病院改革プランについてお尋ねがございました。小項目1点目の公立病院の置かれている医療環境と現状についての認識についてでございます。公立病院は、これまで地域における基幹的な公的医療機関として地域医療の確保のため重要な役割を果たしてまいりました。近年医療を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進行、がん、脳卒中など生活習慣病中心の疾病構造の変化、医療の高度専門化の進展、さらにはインターネットの普及により医療や健康に関する情報の入手が簡単になるなど、大きな変化が見られております。しかし、多くの公立病院は医師や看護師の不足、過疎化に伴う患者数の減少、さらには診療報酬の連続したマイナス改定などの影響により医療機能の低下という大きな問題に直面してございます。特に不採算医療を担っている自治体病院や公的病院においては、累積欠損金や不良債務が増加し、現状の医療機能を維持することが困難になっている病院が数多くあります。このような医療環境を改善して公立病院を立て直し、今後も地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくことが避けて通れない課題になってございます。住みなれた地域の中で、通院はもとよりおおむね入院医療サービスが受けられる医療供給体制の確保が住民ニーズであろうと認識しております。

2点目の改革プラン策定に当たっての課題等についてでございます。当市では、9月17日に中尾副市長を委員長とする名寄市公立病院改革プラン策定委員会を立ち上げてございます。策定委員会では、これまでに市立病院内の経営企画対策小委員会から出しました改革プランの素案について

審議を4回にわたって行っており、年内には平成21年度から平成23年度までの3カ年を計画対象期間といたします名寄市立総合病院改革プランを取りまとめる予定でございます。今回の改革プラン策定に際しまして総務省のガイドラインでは、1つには経営の効率化、2つ目には再編ネットワーク化、3つ目には経営形態の見直しの3つの視点を一体的に推進する必要があるとされております。

まず、第1点の視点である経営効率化に関しましては、経営指標に係る数値目標を設定することとされ、特に経常収支比率、職員給与費対医業収益比率及び病床利用率の3項目が必須事項とされております。また、改革プランの策定に当たっては、計画対象期間の平成21年度から23年度までの3年間のうちに必須項目の経常収支比率については原則一般会計繰り入れ後において100%以上、また病床利用率については少なくとも70%以上とすることが想定されております。これまで4回にわたって改革プラン策定委員会を開催しておりますが、社会保障費の抑制策により医業収益の根幹となる診療報酬の大幅な改定が期待できない状況では、DPCの導入やICUの本格的な稼働といった収益増収対策や薬品、診療材料費の経費削減対策を講じましても経常収支の改善は難しく、平成23年に経常収支の均衡を図るためには一般会計からの繰り入れ基準の設定についての検討もしております。

次に、第2の視点であります再編ネットワーク化につきましては、本年1月に北海道から自治体病院等広域化・連携構想が出されております。この構想では、名寄市立病院が基幹病院としての役割を担うことになっております。再編ネットワーク化を検討するときには、医療行政全体を見ながら進めなければならず、当事者間の十分な話し合い、住民の理解が必要なものと考えます。今後は、道による関係市町村との協議検討、調整が行われますので、当市といたしましてはそれらの経過を

踏まえながら、その結果に倣いたいと考えております。

最後に、第3の視点でございます経営形態の見直しについてであります。ガイドラインでは、民間的経営手法の導入などの観点から、新経営形態への移行計画を記載することとされ、1つ目には地方公営企業法の全部適用、2つ目には地方独立行政法人化、3つ目には指定管理者制度の導入、4つ目には民間譲渡が選択肢として掲げられております。現在名寄市立総合病院としましては、地方公営企業法の全部適用を考えてございます。地方公営企業法の全部適用は、地方自治法等の諸規程が緩和され、予算の策定や運営について病院内で完結でき、自主性の高い経営が可能となるメリットから、平成23年度を目途といたしまして検討することとしております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま2点目については総務部長からというお答えでしたけれども、私のほうから住宅用火災警報器の取り組みについてお答えをさせていただきます。

最初に、具体的な取り組みと設置状況についてであります。消防法が改正され、共同住宅を含むすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、新築住宅では平成18年6月より設置義務が生じ、既存住宅では平成23年6月までの設置が義務づけられているところであります。名寄消防署では、平成23年5月までに全世帯にお知らせすることを目指し、改正時の平成18年より町内会役員の御協力をいただきながら、職員及び団員と一緒に一般住宅の防火訪問を行っております。現在のところ訪問時に留守宅であったものも含めまして、市内全世帯の49%ほどの世帯への周知を終えているところであります。

市内における住宅用火災警報器の普及率であります。平成20年の単年度で16.1%となっております。名寄市と同じ平成23年に既存住宅の

設置が義務となる地域の普及率19.5%、これはデータがちょっと古いのですけれども、平成20年6月時点です。これを下回っていることとなります。消防署といたしましては、住宅火災からの犠牲者を防ぐため、既存住宅の設置義務となる平成23年6月を待たずに前倒しをしてでも設置していただくよう、さらに周知を図っていきたいというふうに思っております。広報活動につきましては、班回覧となりますが、広報誌「消ちゃんだより」及びリーフレットを通じ周知してまいります。今後さらに広報なよろなどを通して周知に努めてまいりたいと思っております。よろしく御理解をくださいますようお願い申し上げます。

次に、公営住宅への設置についてであります。日常生活における防火対策、危機管理は入居者の責任であるとの観点から、市営住宅におきましては入居者がみずからの命を守る設備であること、退去後においてもほかでの利用が可能な機械であることから、平成19年に既存の公営住宅全世帯へ入居者が設置していただくよう文書にて通知を出させていただきました。しかし、その後制度改正により設置工事費は国土交通省の地域住宅交付金の対象となること、全道35市においてもそのほとんどが自治体の負担により設置している、このような状況から、公営住宅が積極的に設置することで民間住宅への普及啓蒙を図り、入居者はもとより市民の安全で安心な暮らしを守るため、平成21年度と平成22年度の2カ年で火災警報器の設置を検討してまいりたいというふうに考えております。設置に当たりましては、入居者への周知から1年が経過していることから、個人による設置者もいるということも含めてこの状況を把握しながら、設置に向けて対応していきたいというふうに考えております。

なお、対象団地は全体で14団地、955世帯、2,520部屋が対象になります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。
○福祉事務所長（小山龍彦君） 精神障害者福祉について質問がございました。まず最初に、該当者等の実態把握でございますが、名寄市におきまして障害者手帳を交付している方は身体障害のある方が1,513人、知的障害のある方が282名、精神保健福祉手帳を所有されている方が126人で、合計1,921人の方に手帳を交付しております。市の総人口3万920人に占める割合は6.2%になり、また道が行っている自立支援医療、精神通院医療では約400人の方が受給者証の交付を受けて市内の医療機関に通院されております。市内において福祉サービスを提供する事業者については、社会福祉協議会に委託し、障害者の方が在宅で日常生活を営むために必要な家事援助等を中心とする居宅介護の提供をいただいております。現在約20人の方が利用されております。また、知的や精神障害のある方が施設に入所し、あるいは通所しながら日常生活を営むために必要な訓練や生活指導などの提供事業所は、名寄市内では名寄みどりの郷、道北センター福祉会、名寄心と手をつなぐ育成会で受け入れをしており、市外の施設利用者の方々を合わせると施設入所利用者が約90人、通所利用者が約130人と多くの方々が施設を利用しております。

次に、支援サービスの相談、利用計画等の対応につきましては、平成18年度障害者自立支援法の施行に伴い、従来の身体、知的に加え、精神障害者の福祉サービスが盛り込まれ、障害者自身が自分に合ったサービスを利用するため、市の窓口や障害者相談員、相談支援指定事業所などにおいて本人もしくは家族からの相談を受けております。市内の相談支援指定事業所としては、名寄みどりの郷と道北センター福祉会でそれぞれ相談支援専門員を配置し、行っておりますが、精神障害者を受け入れできる施設にあっては旭川市以北、稚内市までの間では施設整備が進んでいない状況もあり、道北センター福祉会の地域生活支援センター

で相談支援指定事業所を開設し、和寒町以北中川までの各自治体で年間1,800万円を負担し、運営を委託しております。また、利用計画につきましては、在宅にあってはサービスを利用する方に対し御本人や家族の意向に沿って作成した計画をもとに事業所においてサービスを提供しておりますが、今後サービスを利用される方も増加することが予想されることから、サービス利用計画の委託につきましては関係する事業所等との協議のほか、計画作成に係る経費についても利用者に1割の負担が生ずることになることから、利用者の意向を十分に踏まえ、御質問にもありますように社会資源を有する事業所の有効活用を図る上で近隣市町村の状況を把握しながら障害者が地域で安心して生活を営むことができるよう努めてまいりたいと考えますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） それぞれ答弁をいただきましたけれども、再質問させていただきたいと思っております。

質問の順序と若干変わりますが、最初に住宅火災報知機の取り組みについて再度考え方を聞きをしたいと思っております。基本的には、公営住宅の関係は担当部長からも話がありましたように、19年度には入居者負担という形で対応することを行政が負担をするという形で21年、22年、2カ年にわたって整理を図るということでありますから、これは話をお聞きしますと夕張市と名寄市ぐらいが入居者負担ということになるのではないかなという話を耳にいたしまして、大変厳しい財政事情とはいえども、しかし公営住宅に入居をしている方の安全、安心をさらに確保していくという意味からも、これは公的住宅としてしっかり行政が対応すべきでないのかというふうに考えておまして、そうした答弁を得たことについては理解をいたすわけでありまして、部長のほうから話がありましたけれども、21年、2

2年度の2カ年にわたって整理をしていくということでもありますけれども、今まさに21年度新年度予算も含めての時期に入っているわけですから、そういう面ではこの2カ年、全体戸数何戸のうち21年、22年でおおむねどのぐらいの振り分けをしながら対応していこうとしているのか、考え方があればお聞かせをいただきたいと思えます。同時に、きょうは消防の皆さんおいでになっておりませんが、実は私の居住する町内会にも消防の皆さんあるいは女性団員の方が町内会を訪問されまして、この火災報知機の設置についてしっかりと理解を深めていただきたいということで回っていただいたりしまして、大変限られた人数で、私は全町内対象にそうした行動というのは極めて大変であろうと思えます。その努力は敬意を表するわけでもありますけれども、先ほど答弁にもありましたけれども、やっぱり市民周知では私は交通安全と同じようにこの種の部分については広報なよろ、市の広報等々を媒体にして、連続的になるか、あるいは不連続になるかは別にして、かなりきめ細やかに周知をしていくべきでないかと。広報なよろを見る人がいるのかいないのか、いろいろそれは議論があると思えますけれども、しかしそうではなくてやっぱり行政として、行政が公に出している広報その他の部分で積極的にアピールをしていくことがより住民に浸透をしていくことになるのではないかとこのふうにも思えますので、その点については要望を申し上げておきたいと思えますけれども、公営住宅の関係については考え方があればお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今高見議員から御質問がありました。その前段で、昨年9月の段階で木戸口議員からも同じような質問をいただいていたというふうに思っています。それで、その中での答弁の中でございましたように、制度上少し9月の段階で変わったということをおま

承知おきをいただきたいというふうに思っています。今の高見議員の御質問にお答えさせていただきませんが、基本的には2,520部屋のうちの半分半分を21、22で割り振りしたいというふうに考えていますが、この間の火事の場合があったのはいずれも老人世帯だということもございまして、この辺を技術的に高齢者世帯からやっていくことが可能かどうかは今部内で検討しておりますので、その辺を御理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 今野間井部長のほうから話がありましたように、公営住宅の部分も高齢者の方が大変多く入居されている実態にもあるというふうにも思えますので、そういう点では団地ごとの対応ということにもなるのかもしれないけれども、ぜひ実態をしっかりと把握をして対応をしていただきたいと思えます。同時にまた、名寄市の部分でいうと公的住宅としては教員住宅だとか、あるいは名寄市の部分としては大学を有するというようなこともあって、いわばハイツだとかマンション等々集合住宅の関係も数多く民間ではありますけれども、あるわけでありまして、そういう意味では賃貸借住宅に対する消防行政の中のさらにきめ細かな対応をしていかなければ、この設置をしていく設置率についても大きな影響、率の問題よりも安全性の問題含めて出てくるのかと思えますので、細やかな答弁はここでは求めませんが、そうした対応もしっかり図っていただくように消防当局とも十分連絡をとりながらやっていただきたいというふうに思っています。

2つ目には、精神障害者の関係であります。私は、障害者福祉全体での部分ということになるわけでもありますけれども、あえて精神障害者の部分でお尋ねをしたのは、これまでと申しましうか、自立支援法施行前はややもすると精神障害の部分は保険証といいますか、道を中心にいろいろと対応してきた経過があるのではないかと。そういう

意味では、18年の自立支援法が施行されて、後発部隊とは決して申し上げませんけれども、市町村自治体として3障害を一体的に扱う状況になってきたわけでありまして、したがってその点については今日的な社会状況も含めて大変心にそうした不安なり病を持つ方がどんどんとは言いませんけれども、増加傾向にあるということは事実関係としてもあるのではないのかと、そういうふうに思っておりまして、特に今年度は公園での散歩中、あるいは居宅サービスを提供中にそうした障害者による傷害事件等々が発生をしている事実関係もありまして、こうしたことはあってはならないというふうに思うわけでありまして、現実的なこととして起き上がっているわけでありまして、そうした面でもやはりそこに単に不安を抱くということではなくて、そうした面ではやはりもう少しきめ細かな対応をすることによってそうした事故等についても未然に防ぐと申しましょうか、そういう可能性も極めて大きいのではないのかというふうに思うわけでありまして、そういう面では精神障害の福祉サービスについて、決算委員会でも話がありましたけれども、居宅サービスの関係では7名、8名ぐらいの方のサービス提供をされているというようなこと等々含めて話があったわけでありまして、冒頭にもお話を申し上げましたようにこの種の部分、いろんな相談事、行政の窓口も確かにトータル的にはあるわけでありまして、そうした面では認定してサービスの提供だけをするということではなくて、その後のいわば訪問による継続的なモニタリング、こういうものが極めて大事ではないのかというふうに私は思うわけでありまして、行政的にもそういう対応はもちろんされているのかもしれませんが、相談支援指定事業所等の支援内容等を見ると、やはりぜひ専門家をしっかりと申したらおかしいですけれども、配置をして、いろいろな角度から相談なり、あるいは今申し上げましたように定期的な訪問を含めた継続的なモニタリングをで

きる体制があるとすれば、そうした部分ではサービスの利用計画なり、あるいはその後の対応についてもきめ細かな対応を図ることが可能な状況を考えてみるとすれば、そうした支援事業所にその種の部分等はしっかり委託をして、そして行政は3障害トータル的にどういう形にしていくのか、トータル的な行政のいわばプランを推し進める、そういう役割分担をしていくことがより一層限られた人数で障害者福祉に当たっている行政の側にとっても極めてプラスになるのではないのかというふうに考えるわけでありまして、その点について一度具体的に考え方があればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） ただいま高見議員のほうから市役所の障害福祉課のほうで現実に行っております障害者の利用計画の作成の部分等につきまして、民間委託も含めて行政のサイドとしての総括的な対応をしたらどうかというような意味で御指摘をいただいたかと思っております。そこでございますけれども、まず利用計画を委託できる条件ということでござりますが、在宅あるいは入院から地域生活へ移行するために一定期間集中的な支援を必要とする人や単身で生活をされている方々が福祉サービスの利用に関する連絡調整を行うことが困難でありというある一定の条件をベースにお任せをするということになっております。その部分でこれまでは障害福祉課で約8名の方を担当して計画を作成してサービスの提供につなげておりました。作成に要する経費という部分になりますと、市が作成する場合には利用者負担がございませませんが、民間の団体というか、委託した場合には利用者の状況変化の確認、先ほど高見議員がおっしゃいましたモニタリングになるのですけれども、そういうものも含めた中で月額8,500円ということで、自己負担で申しますと850円というような形で委託の料金が発生してまいります。ただ、そういうことでその部

分を担当される方は、当然専門的な相談、支援に乗れる専門員やケアマネジャーということでございますので、経済的な負担を生じる利用者の立場を考えながら、あるいは近隣の自治体の具体的な取り組み状況も考えながら、近いうちから対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 今話がありましたように、自己負担、本人負担1割ということがあるわけですから、福祉事務所長の御答弁、私全く違うというのでなくてそのとおりだというふうに思うわけでありましてけれども、ただ行政の側で今申し上げましたように、いろんな事故があったから言うわけではないわけですが、いわばそうした定期的なサービスを提供されてきている部分に対する定期的な訪問だとか、そういうきめ細やかさというのは、私は率直に言って行政が対応する部分ではなかなか難しさが出てくるのではないのかというふうに思うわけでありまして、ですから、ホームヘルプサービスをやることを決めて、そして社会福祉協議会等々からヘルパーさんの派遣を受ける。そういう中でそれなりに済んでいる部分もあるのかもしれませんが、事実としてそうした事故が発生をしたりしている状況を考えるときには、今申し上げましたように支援事業所で負担の関係はあるわけでありましてけれども、いわば該当者に対するきめ細やかな対応をしっかりとしながら、サービスのありようというものを見直したり、つけ加えたりしていくことも極めて重要だというふうに思いますので、その点については答弁の範疇で理解をいたしますけれども、行政の持ち分と単にこれは民間委託をして安上がりにするというのでなくて、ぜひ本当の意味でさらにきめ細かな対応をしていくというサービスの部分で私は民間の知恵、力というものもかりるべきだというふうに考えておりますので、しっかりと対応をぜひお願いを申し上げたいと思います。

これは、要望しておくことにいたします。

公立病院、市立病院の関係で、部長のほうから極めて端的なというか、答弁がありましたけれども、いわば経常収支はガイドラインでは3年間で経常収支比率100%、つまり経営黒字にしない、ということでありまして、23年度、3年目に100%いたしますと、こういう答弁がありましたけれども、現状の市立総合病院の経常収支比率はどのぐらいになっているのか、あるいは病床利用率は具体的にどの程度と計画をしているのか、これが全国的な公立病院の平均的な類似している病院と比較をしてどういう状況にあるのか、この点についてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 経常収支比率につきましては、平均的に申しますとうちの場合97.6%程度でございます。また、職員給与費対医業収益比率では57%、病床利用率につきましては91%程度がうちの病院の比率でございます。また、全国的に300床から500床程度の規模の病院で申しますと、経常収支比率につきましては96%程度、給与費の比率につきましては54%程度、病床利用率については81%程度というふうに理解をしております。また、プランの中では病床利用率につきましては過去に93%近い利用率がございましたことから、目標値といたしまして93%を目標としてございます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 今話がありましたように、当市の市立病院の病床利用率についてはまさに90%を前後するぐらいの利用率になって、これ以上と言うとおかしいかもしれませんが、これ以上回転できないぐらいの目いっぱいのところまでやっておられるわけでありまして、そういう意味では今回の改革プランの中では病床率70%未満の病院についてはベッド数を削減をしていくと。

ベッド数も削減し、そして医師も、あるいは看護師も含めて、そういう意味ではさらに合理化をしていくと言うとおかしいですけれども、そういう方向を打ち出されているわけでありますけれども、当市の場合はそういう面で今部長が言われるように90%からの利用率にあって、そしていわば経営収支比率についても97%強というぐらいの状況にあると。いわば病院として本当に北海道の公立病院の中で勝ち組と言われているのは名寄市立病院と砂川の市立病院かと、こういうふうによく言われることを私どもも耳にするわけでありますけれども、そういう勝ち組と言われる名寄市立病院が目いっぱい努力をしてもこうした状況にあると。しかも、収支が部長の話では23年までに100%経営黒字にしますよということでありますけれども、これまでの、これは病院の部長に答弁を求めてどうなるかとも思いますけれども、いわば中期財政計画等を含めて総合計画の前期の計画、ローリング、この間提示をいただきましたけれども、もう21年から23年までの3カ年で実に21億円ぐらいの収支不足が出るということを明らかにされているわけであります。大変このところで公立病院として善戦をしている名寄市立病院でも累積欠損金が恐らく二十数億円、20億円を超えるぐらいになっているわけでありますけれども、こういう状況で21年からこの種のプランに取り組んでいくときに、重点的なのとか、行政の施策の上で、政策の上で極めて重要な位置づけをしながら対応をしていかなければ、このまま単に垂れ流しとは言いませんけれども、これは経営には不良債務を発生をさせていないわけだから垂れ流しとは言わないけれども、しばらく我慢をしてもいいのではないかとということだけでは極めて問題があるのでないかというふうに私は思うわけでありまして、そういう面では基本的に一般会計からの財政支援というものはそう財政上も大変な状況にあることはわかるわけでありますけれども、やはり基本的な考え方を整理をして、そして

対応していかなければならないのではないかというふうに思うわけでありますけれども、そうした点について病院当局と財政当局のいわば一般会計の繰り入れについての協議はどのような状況になっているのか、あるいは23年に黒字化していくと言うけれども、そこまで置いておいて本当に財政的に対応できるのかどうなのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 高見議員の御指摘のとおり、経営上もさまざまな歳入確保の方策をとって、なおかつ支出抑制の方策をとりつつ、なおかつ経営努力をしても埋まらない部分があるということでございまして、このことについては議員も御指摘のとおり診療報酬も含めた医療の制度上の問題というふうにとらえておりまして、これは一自治体、一公立病院で解消できないテーマというふうに押さえております。今回の改革プランは、収益的収支を23年度までに合わせるということですから、私どもがかねがね国のほうに訴えておりました部分も含めて黒字化するということから、相当やっぱり厳しいことを求められているというふうに押さえております。総務省にしましては、恐らく全国的な公立病院の経営状況を勘案して、制度的に公営企業で求められる収支については原則黒字化をとということでの対応というふうに押さえておりますけれども、しかしこの部分は減価償却費も含めて黒字にするとなりますと、恒久的に一般会計からその不足分数億円になると思いますけれども、繰り入れをしていかなければならない。そういうことの問題では解決できませんので、やはり埋められない部分については国の責任としてしっかり診療報酬等も含めた部分で対応していただくと。このことも今回の公立病院改革プランの中でしっかりと文言として整理をさせていただいて提出をしたいと、このように考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 副市長のほうから答弁がありましたけれども、私も基本的に質問の中でもお尋ねをいたしましたけれども、診療報酬の連続的なマイナス改定、極めて大きいと思います。2002年の部分でも、平成14年ですか、2.7%のマイナス改定です。さらに、18年であったかと思いますが、3.16%、3.2%ぐらい。あわせて五、六%、そこだけでも6%近いマイナス、診療報酬のマイナス改定ですから、平成19年度で名寄市の市立病院の医業収益61億7,000万円ぐらいあったわけでありまして、単純に言っても3億6,000万円か4億円弱のいわば診療報酬がマイナスをされているということは私も理解するのです。したがって、診療報酬のマイナス改定という制度的な問題があることについては、これはだれもが理解をして今の政治のあり方その他おかしいということについては共通理解ができるわけで、しかしそれだけで本当に要望していったら済むのかどうなのか。もう一方では、受診をする側からいけば診療報酬の改定は低ければ低いほどいいわけですから、要はマイナス改定をしたときに三方一両損の例の話が出たりして、病院の部分、医師会、あるいは患者負担なり、国の財政含めていろんな議論がありました。ですから、その点については私もマイナス改定ではなくて、今後2年ごとに行われているわけでありまして、プラスの方向での改定というものを期待はするわけでありまして、実態としてもう少しやっぱりこの総合計画の中で名寄市立病院の位置づけをどうするのか。単なるハード面だけで総合計画を重視をしていくより、もっと具体的に言うと今公営住宅の建てかえが必要なのか、あるいは病院の今置かれている状況等を含めて市立病院の部分にどういう対応をしていくのか、そういう選択肢をやっぱりある面市民の側に、私どもの側にしっかりと提示をしていただきながら、100%のむしろそうした対応はできないにしても一定の考え方

というのを整理をしていくべきでないかと思うのであります。いわば今の答弁では、平成23年までは収支100%黒字にしますよと。だれが考えても21年、22年のこの財政状況なり、あるいは指し示された中期財政計画の中で23年度に黒字に持っていただくの二十数億円になるなんて考えられない。もっと言わせてもらうならば、理事者側に座っている皆さん方も23年までそこに座っているかどうか。議員の側についても、私どもも改選期を迎えて23年にはこっちの側に座っていないかもしれない。そういういわば責任の持てない答弁であってはならぬと思うのであります。ですから、私は3年間で黒字にしていくなんていうのは例えば難しいと。これは、お互いに理解できるわけでありまして、そういう面では病院がこれまで名寄市立病院の事業長期計画というのを平成19年から28年まで10年間のプランを組んだわけですから、私はこの総務省の提示をしているプランと3年間では無理だとすれば、この長期計画の中で何年かかかってでもやっぱり整理をしていくと。5年かかるのか、あるいは6年かかるのか、そうした長期展望を持ちながら、具体的に21年から対応していくという、そういうものがなければ、私は余りにも本当に無責任に近い形で対応することについていかなものかというふうにも思うわけでありまして、その点についてさらに考え方をお尋ねをしたいというように思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 全道の公立病院の状況を見ましても半数は不良債務を抱えているという状況でございまして、名寄の市立病院に限って申しますと不良債務を発生させていないということで、今の公立病院の運営状況を見ますと決してマイナスの運営をしているというふうには承知はしておりません。ただ、公営企業で求める決算の方式が減価償却も含めて現金の伴わない部分で収益的収支を黒字化するという今回の改革プランであ

りますから、これはもう到底今の公立病院からしますと無理な数字というふうに私ども押さえております。ここの部分を御指摘のように一般会計で埋めていきますと、国の欠陥、医療制度上の欠陥が見えないということでもありますから、今回の改革プランは期限のある国の求めでありますから提出はいたしますけれども、しっかりとここの部分はクリアできる、できないの部分も含めて、当然名寄市全体の会計のチェックもあろうと思いますから、この辺につきましてはしっかりとその辺先ほども申しましたように医療制度の問題について指摘をしながら、提出をさせていただくということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 今副市長と議論をしても平行線をたどるのかなというふうに思います。私も今答弁にありましたように、累積欠損金があるからといってすぐさまこれは大変だというようなことでなくて、現金支出を伴わない減価償却の問題等もあるわけですから、言われていることについて100%わからないと言っているわけではなくて、理解をするところはしているつもりでいるわけです。しかし、今計画を立てて、建物に対する減価償却なりなんなりも含めて、すぐきれいにするということはなかなか大変かなということは承知をしているわけでありまして、そういう意味では恐らく今の計画でも21年、22年、23年には100%にするというのですから、それについても21年、22年については純損益の部分が出てきて、累積赤字はさらに21年、22年も派生するだろうというふうに思うわけでありまして、ですから企業努力もあるけれども、その幅をいかに少なくしていったって、そして一定の債権というか、累積赤字の部分について整理をしていくかという、やっぱり見通しを立てる必要があるだろうというふうに私は思うわけです。単に今例えば一般会計から交付税プラス1億円という形で、要はルール分として出されているわけでありまして、

それだけできたら累積欠損金は募る一方になっている実態を見たときに、私は今の市立病院がいわば不採算部門を含めたそうした診療機能のみではなくて、いろんな機能を名寄市立病院としては持っているわけですから、そういうものを含めて考えていくと、単にいわば今行われているような不採算部門に対する交付税ルール分等1億円と。単費1億円だけで済ませることができるのかどうか。そうではなくて、やっぱり政策支援機能だとか、あるいは教育だとか、あるいは研修機能、いろいろ名寄の市立病院研修医も含めて来ているわけですから、そういう部分を含めて他機能な名寄市立病院の機能と、それと表裏一体に一般会計からの負担分というものがなければならぬのではないのかというふうに私は思うわけでありまして、ですからそういう意味ではやはり病院の側と財政当局、財政的に大変だということについては、これは理解はするわけでありまして、優先的な施策をどこに求めるのか。病院事業、病院産業、医療産業とも言われた病院の部分はどうしていくのかということをしっかり位置づけをして整理をしていくべきではないのかというふうに考えるわけでありまして、この点については市長の見解もここで伺いをしておきたいと思えます。

もう一点、市長には再編ネットワークの関係にあわせてお答えをいただきたいと思うのでありますけれども、再編ネットワーク化ではいわばこれは総務省というよりもむしろ北海道の医療計画に基づいて、北海道の医療の再編計画、先ほど来話というか、答弁にありましたように病床利用率3年連続70%未満の部分については病床の見直しを行っていただくとか、あるいはもっと端的に言われておりますのはこの再編ネットワークについては医師の派遣を拠点機能を整備していくのだと。つまり公立病院の共倒れを防ぐためにも一定の利用率の悪いところについては再編をして、そして医師の集中配置をしていくと、こういうことを明らかに言われているわけでありまして、そういう

面では再編ネットワークについて士別との関係でいろいろな議論もありましたけれども、私は決して単に士別との市立病院の部分で云々ということだけではなくて、北海道が地域医療を考えたときに地域の再編ネットワークというのはある面北海道が中心になって指示をしてくるか、あるいはどうかわかりませんが、かなりその可能性があるのではないのかというふうにも考えますので、その点も含めて市長の考え方をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 時間が限られておりますので、簡潔に申し上げます。

私は、71年間公立病院として市民の皆さんと一緒に市立病院を守ってきている、このことについてはこれからも全く行政のウエートとしては重たいものと。少子高齢化の時代の中では、より公立病院の果たす役割というのは高いと、このように認識をしております。

再編ネットワークの関係は、北海道が広域化の関係では上川北部のみにとどまらず南宗谷、あるいは一部北網地区も含めての名寄市立病院が核になってのネットワークということであります。ネットワークといま一つは経営の関係で申し上げますと、この連携を図る中で安定した医療行政の提供を果たしていかなばならぬと。こういう面では、御指摘ありました課題は非常に多いと。しかし、今回総務省が長期的に安定的な公立病院の運営ということを目指して改革プランの作成を義務づけたわけでありますから、私どもその中で置かれている実態等についても国にしっかりと訴えながら、安定的な医療機関としての経営というものをこれからも追求していきたいと、このように思っています。

○議長（小野寺一知議員） 以上で高見勉議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設行政について外2件を、渡辺正尚議員。

○14番（渡辺正尚議員） 議長から指名を受けましたので、さきの通告順に従って質問をいたします。

まず最初に、建設行政について伺います。日本全国で景気の低迷がささやかれておりますが、新聞紙上では建築確認件数が3カ月連続増加と出ていましたが、これは建築基準法改正の影響で落ち込んだ07年度の反動だと言われておりますが、名寄市の現状についてお答えください。

また、1月から9月の累計は81件で、前年対比111%となっておりますが、この81件の中に地元企業が何%ぐらいの割合で施工しているのかも数字をつかんでいればお知らせいただきたいと思っております。

次に、名寄市の除雪体制について伺います。今年度には、風連地区と名寄地区がほぼ一緒になるようですが、検討経過の中で問題点はなかったのかをお聞きします。なければ何も言うことはないのですが、もしあれば正直にお答えください。

次に、将来の長期的な道路整備計画はできているのかをお知らせ願います。私は、将来ビジョンを持った道路整備計画は必要不可欠だと感じております。専門家が集まった部署ですから、計画のできる人間はいるはずですから、挑戦してみてもいかがでしょうか、お答えください。

次に、市立総合病院の環境について伺います。まず最初に、病院の今後の経営形態について伺います。私は、平成5年から一般会計からの繰出金が1億円となっておりますが、いかがなものかと思っております。赤字対策について経営形態を変えていくことを検討した経緯があるのかをお知らせください。

次に、通路の環境整備について伺います。私が

平成15年9月の一般質問で屋根つき通路、ポロに、すなわち手すりをつける予定はないのでしょうか。片側だけであれば七、八十万円ですと質問したところ、当時の杉本事務部長の答弁ではハイヤーの乗りおりする場あるいは電話ボックス、さらには掲示板等もございまして、実質設置できる場所は限られてまいります。その辺も含めまして十分検討してまいりますというような御答弁をいただきましたが、検討した経過と結論を具体的にお知らせください。

次に、私は喫煙者の味方ですから、市長にも直接言った経緯がありますので、ある場所で市長に私が議員をやっている限りあきらめないで病院の喫煙問題に取り組みますと言ったのは忘れていないと思いますので、この質問をします。5年ほど前からこの質問をしていますので、しつこいと思われると思いますが、喫煙の質問に関しては継続は力なりと思っています。12月2日の日にお見舞いに行つて裏口で見たところ、パジャマ姿で若い女性がしゃがんで震えながらたばこを吸っていました。とても見づらい光景でした。スタッフや患者さんにも喫煙者がおりますし、島市長もこの辺で観念して病院の環境整備にお力添えをいただければありがたいと思いますが、お考えがあればお答えください。

次に、今年度の教育行政実施状況について伺います。まず最初に、名寄市に適した教育環境について伺います。教育委員会での名寄市に適した教育環境とはどのような考えなのかについて具体的にお答えください。

次に、教育委員会で抱えている課題とはどのようなものかもお答えいただきたいと思います。小学校でいえば名寄小学校、南小学校、東小学校、西小学校、豊西小学校、風連中央小学校、風連日進小学校、東風連小学校、風連下多寄小学校、智恵文小学校、中名寄小学校と11校ありますが、中学校でいえば名寄中学校、東中学校、智恵文中学校、風連中学校、風連日進中学校と5校です。

適正配置計画でどうなるかわかりませんが、名寄市の適正配置とは、教育委員会の計画を具体的にお答えください。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま渡辺議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は市立病院事務部長から、3点目は教育部長からそれぞれお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、大きな項目、建設行政についてのうち名寄市の住宅事情の状況についてであります。名寄市における建築確認申請の状況につきましては、総数で平成18年度が136件、うち住宅が89件、平成19年度で総数159件、うち住宅が84件、平成20年度は11月末で総数112件、うち住宅が74件と前年並みの申請件数となっております。全国的に平成19年度における建築確認件数の落ち込みの原因が建築基準法の改正による審査業務の増大が一要因として挙げられておりますが、名寄市におきましては審査期間の増大となる物件が限られていることと住宅関係の審査は名寄市で実施しており、審査業務の増とはなっておりますが、法改正による影響はないものと考えております。また、上川管内における近年の着工件数は他市では減少率が高くなっておりますが、名寄市におきましては過去平均で横ばいとなっている状況であり、要因は不明であります。住宅マスタープラン策定時の調査では住宅所有の世帯比率が持ち家が平成2年度から今年度まで61%を超えており、この傾向は今後も継続していくことが想定されます。

次に、住宅建設における1月から9月までの累計は御質問のとおりであり、うち地元企業の受注率は81件中42件で52%であります。同期間におきます他の建築物の受注率は44件中30件で68%となっております。

次に、名寄市の除雪体制についてであります。

風連地区は、昨年まで除雪路線全体の65%を2名の職員と6名の臨時職員が行い、宗谷線東側の35%の路線について民間委託により行っていました。平成18年度の合併時に民間委託の方向も考えましたが、作業方法など隔たりも多く、実施に至りませんでした。その後両地区の除雪方法や積算基礎、作業要領などを突き合わせ、統一が必要なもの、地域的に統一が無理なものなど問題点を抽出し、一つ一つ解決をしながら、両地区の均衡を図ってきたところであります。大きな問題として、風連地区の全面民間委託がございました。ことし中堅の除雪車など大型車の運転ができる職員が9月に途中退職したことやほかの職員も高齢化しており、この2年から3年の間に定年退職者が相次ぎ、職員が2名程度になってしまいます。そのときから民間に委託しても作業がスムーズに進まないことも考え、職員組合との協議、風連地区住民への説明をしながら、一定の理解を得て、この冬から職員は指導、監理をすることで民間業者になれていただき、速やかに移行することで住民サービスの低下を招かないようにしたいと考えております。国や道の公共事業削減で、名寄市においても建設関連業者などは相当厳しい状況がありますが、民間に委託することは冬場の地域経済や雇用に幾らかでも貢献できるとも考えています。このようなことから、平成20年度を初年度として全面的に民間委託により除雪を行ってまいります。今シーズンの雪も昨年同様に11月に多量の降雪があり、心配はしていましたが、除雪がスムーズに進行していることに一定の安堵感を持っているところであります。今後は、除排雪業務が順調に推移するために新しい体制の中で努力しながら、道路維持行政を推進していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、道路整備は計画的に行われているのかということですが、長期的な道路整備計画のビジョンは幹線道路を公共公益施設、市立病院、各学校等との連絡に重要な役割を持たせ、生活道

路についても幹線道路と効果的に連絡することにより安心して歩くことができる環境や各施設間の連絡時間の短縮効果などを図ることを目標としております。道路整備計画は、市道約740キロメートルのうち舗装改良整備率は47.2%と低いこともあり、平成19年度から総合計画に沿って向こう10カ年で市街地を中心に約15キロメートル、市街地舗装率にして10%上げることを数値目標として道路整備を進めております。平成19年度と20年度までの道路整備事業は、市街地で1,029メートル、郊外地の新設改良で1,532メートル、市道全体で舗装改良の整備率は0.35%の整備進捗率であり、数値目標の市街地舗装化については整備進捗率が0.68%で、現在のところ計画どおりには進んでいない状況であります。道路整備は、国の道路特定財源に対応する方向性や財源確保等に多くの課題がありますが、今後も将来ビジョンに沿って効果的で地域バランスを考慮した道路整備を進める努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、大きな項目2番目、市立総合病院の環境についてお答えをいたします。

1番目の病院の今後の経営形態についてということでございます。不良債務9億2,000万円余りの解消に向けまして、平成7年度に経営健全化計画を立てまして、予定よりも早く不良債務を解消した経過がございますが、このような病院運営の危機的状況におかれても経営形態を変更することについての議論はなかったものと思います。しかしながら、先ほどの高見議員からの御質問の中でもお答えをしているとおり、今回の公立病院改革プランで第3の視点として経営主体の見直しについて記載することとなっております。ガイドラインでは、民間的経営手法の導入などの観点から、新経営形態としての選択肢といたしまして4点挙

げられてございます。1番目は地方公営企業法の全部適用、2番目には地方独立行政法人化、3番目に指定管理者制度の導入、4番目に民間譲渡を掲げております。現時点での今後の経営形態の検討の方向性といたしましては、地方公営企業法の全部適用についての検討をしてございます。

2番目の通路の環境整備についてでございますが、数年前になります。まず状況を把握するために来院者の状況を調査をいたしました。この調査期間に通路を利用された方は665人ほどおられました。外来患者数の合計が6,029人でしたから、約11%の方がこの通路を利用されていたこととなります。あわせてこの通路の利用者の方々に聞き取り調査を行いました。特に手すりの要望等はありませんでした。この調査結果に基づきまして、院内では通路の手すりの設置も含めて検討いたしました。当面冬期間においては日々の除雪と凍結防止剤の散布などによりまして通路内の利用者の安全を図るところであります。いずれにいたしましても、医療施設内の安全確保と改善は大事なことと認識をしておりますので、今後とも御意見をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

3番目の周辺の環境整備についてでございます。平成15年5月に施行されました健康増進法第25条によります受動喫煙防止法では、病院や学校などの施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。これを受けまして、当院では分煙では完全な受動喫煙は防止できないと判断をいたしまして、平成16年4月から敷地内全面禁煙に踏み切ったところあります。本年の4月からは、禁煙外来を開設をしております。保険診療の適用になっているところあります。施行後既に4年半を過ぎ、全面禁煙の効果は非常に大きいものと考えます。その一方で、御指摘のとおり事例が出ていることも事実であります。しかしながら、病院という

特に健康を守るべき施設であることから、一歩踏み込んだ措置を講じているものでありますので、御理解くださるようお願いいたします。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、今年度の教育行政実施状況についてお答えをいたします。

初めに、名寄市に適した教育環境についての考えについて。名寄市は、上川北部の芸術、文化、スポーツの中核都市としてその役割を果たすとともに、市立の大学を有するなど教育活動においてもその充実が図られてまいりました。名寄市教育委員会といたしましては、これら恵まれた名寄市の教育資源を有効に活用して、次代を担う子供たちの教育環境を整えることに努めているところであります。一例を申し上げますと、平成18年度から新たな事業として、名寄市立大学及び短期大学を核とした連携教育を推進しております。小学校との連携で、ティーチングアシスタント事業として名寄東小学校と名寄西小学校への総合的な支援、また名寄農業高校なども含めた高、大、官の連携のもとに食育の推進など幅の広い連携教育を実施しております。今後も教育都市として幼稚園から大学までの教育機関を活用し、いろいろな型の連携教育のあり方を検証しながら、取り組んでいきたいと考えております。また、本年度から取り組んでおります学校支援本部事業では、社会教育と学校教育が連携を図り、地域の人材を活用しながら地域と一体となった教育活動を推進することとしております。以上のように、それぞれの機関や地域が連携や協働により教育を推進していく環境が最も必要なことだと考えております。

次に、教育委員会で抱えている課題について。近年の社会情勢の著しい変化に伴い、全国的にも教育課題は年々増加の傾向にあります。特に名寄市の当面する課題を申し上げますと、1つには平成18年12月の教育基本法の改正を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において

も教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、地方分権の推進など5項目について規定の整備が行われました。今回の改正では、効果的な教育行政の推進や住民への説明責任を果たしていくため、事務の管理、執行について学識経験者の知見を活用した点検、評価を受けることとなっております。このことは、名寄市においても教育委員会における責任体制の明確化という観点から、しっかり取り組むべきものと考えております。また、新学習指導要領の改訂に伴い、その効果的な定着を図るために移行措置も含めた実施について各小中学校との協議を図り、取り組んでいかなければならないものと考えております。これらのことなどは、名寄市において早急に対応していく課題と受けとめております。

次に、名寄市の学校適正配置についてお答えをいたします。本年4月に策定いたしました名寄市立小中学校適正配置計画第1期では、市内を名寄市街地区、風連市街地区、郊外農村地区の3地区に区分して、平成20年度から平成29年度までの10年間にわたる小中学校の適正配置方向性と学校配置を定めております。名寄市街地区では、小学校は12学級を維持できる規模を基本として、学校配置と通学区域の見直しを行い、5校から4校体制に向けた方向性を示し、統廃合と通学区域の変更を行い、再編を進めることとしております。中学校は、9学級を維持できる規模を基本として2校体制を維持することとしております。風連市街地区では、小学校は6学級を維持できる規模を基本とし、中学校は3学級を維持できる規模を基本とし、それぞれ1校の配置としております。郊外農村地区の小学校及び中学校については、地域の実情に応じて中心となるべき学校への統合を含めた検討を行い、再編を進めることとしております。再編を進める時期は、児童生徒数の減少と欠学年の発生が将来にわたり継続していくことが予測されるなど、学習環境の変化が見込まれる状況において再編の検討に着手することとしておりま

す。

次に、具体的な再編による学校の適正配置の進め方として、対象となる学校について個別の実施計画を策定し、再編を進めることとしております。実施計画では、再編となる対象校、再編の方法、スケジュール、再編に当たって配慮する事項などがその内容となり、保護者や地域住民の皆さんに対して計画内容の周知に努め、意見や要望を踏まえ、共通理解を得て策定することとしております。実施計画の策定後は、保護者、地域住民、学校の代表者の方々などにより（仮称）統合準備協議会を設置し、共通理解の上に立って再編に係る諸課題の解決を図り、具体的な再編を実行していくこととなります。以上が名寄市小中学校適正配置計画第1期において進める小中学校の適正配置の概要となります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 再質問いたします。

地元企業を育てるのには、仕事を与えるのも必要ですが、地方自治体も体力が落ちてきている現状を考えるといつまで地元の建設業がもつのか危惧しております。昨年からことしにかけて水道関係2社が将来性を不安視して廃業したり、倒産しています。そこで、伺いますが、一番よい方法は業者に力をつけてもらう努力が必要だと感じておりますが、どのような手法で行政としては進めるべきかを具体的にお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 最近確かに営業に来られる業者の方の話を伺うと、やはりここ数年公共事業の削減が厳しいということがあって、非常に苦慮しているというお話を何社からお聞きをしているところであります。確かに名寄だけの仕事を請け負っているだけでは、市の財政的にも厳しいこともあり、限度があろうというふうに思っています。やはり議員がおっしゃるように、技術力をつけて先ほどから言われている国や道の仕

事を受注できるようにすれば、自然と体力がつくというふうにも思っています。一昨年までは、建設業協会を通して積算等の技術講習もやらせていただいておりますので、今後もこういう要請があれば市としても応じていきたいというふうに思っていますし、来年度以降の工事請負業者格付基準の中でも社会的要素の審査事項の中では自治体との災害協定の締結や奉仕活動を行うことにより、業者の付与点数が加点するということが今検討しております。それらのことが国や道の格付基準に影響する項目があるというふうにもお聞きしておりますので、それにより評点が上がり、公共事業の受注機会が拡大していくものと考えております。側面から小さな応援しかできませんけれども、少しでも地元企業の体力がつけばと思っておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 建設行政全般に言えば、私は地元企業育成も行政の大事な仕事だと考えています。さまざまな方法があると思いますが、建設業には競争力が大事です。その育成のためには、国だとか道の入札で必ず競争できる環境にしなければいけません。そのためには、指名入札ではなく、地域限定型の一般競争入札を取り入れてはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 御質問の地域限定型とは、例えば名寄市内だけではなくて上川北部あるいは中部を巻き込んだ形だというふうにお受けとめしますが、一定の規模の工事はこのような形でとったほうが競争力もつきますし、育成の面でも有意義だというふうに思います。確かに必要なのですけれども、現時点では名寄市だけで実施してもほかの市町村の部分がついてこなければバランスがとれないという状況でもあります。現在執行している一般競争入札を実施する際にもほかの市町村の状況をお聞きする限り、まだその

ような地域限定に移行したいという自治体の意向はなかったように思いますので、名寄市においても少ない業者の中で少しでも競争ができる方法など入札等審議委員会の中で研究をしながら、育成に努めてまいりたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） それは、十分に検討してみてください。

質問をかえます。2009年度上川管内地域住宅交付金は、名寄市が7億2,700万円を要望し、08年度に着工した南団地新築を継続整備するほか、北斗団地の建てかえの実施設計と既設団地の解体を予定していますが、これは実現するのでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 公営住宅の整備計画につきましては、平成19年度に策定しました名寄市住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画に基づきまして、総合計画との整合性を図りながら計画づくりを実施しているところであります。総合計画の期間内におきます整備計画としましては、北斗団地及び風連の瑞生団地の建てかえ事業を中心に実施していきたいというふうにも考えています。平成21年度の計画内容は、北斗団地の建てかえによる南団地の継続関連事業及び北斗団地の実施設計、解体工事40戸を実施してまいりたいと考えています。平成22年度は、解体16戸、新築12戸、全面改善工事を4戸と一部道路整備工事を予定しております。平成23年につきましては、北斗団地では解体16戸、新築10戸、全面改善工事を8戸計画しております。これらの計画の推進につきましては、毎年行われる総合計画のローリングの中で全体計画とのバランス調整を図りながら実施していきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 質問をかえます。

教育委員会が名寄市の将来の子供たちのためにしっかりとのお考えがなければいけないと思いますが、どのような方向で進めていこうとしているのかを具体的にお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今名寄市の将来を担う子供たちを育てるのにどういうビジョンかという大変大きな質問をいただいたところでございますが、私は常々考えておりますことは、やはり子供たちにしっかりとした基本的な生活習慣と、あわせて学習習慣を定着させることが大切でないかと、こんなことを考えているわけでございます。具体的にということでございますので、例えば三つ子の魂百までという言葉もございますが、幼児期からの家庭教育の充実が1つは挙げられるのではないかと。この家庭教育の中には、やはり基本的なしつけをしっかりとすることとか、あるいは我慢をする、そういう育て方を小さいときからしっかりとしていくとか、あるいは今よく言われている個性の受けとめ方、これがやや誤った方向で進められてはいないかと。何か自分勝手とか、あるいは自分のいいようにするのが個性というような受けとめ方をされていないとか、これらのことも含めてやはり小さいときからの家庭教育をどう充実させていくか。それから、地域の教育、社会教育などをこのためにどういうふうに深めていくかということ、このことがやはり知、徳、体、知育、徳育、体育の基礎、基本になるものだと、こんなふうに考えております。

もう一つは、やはり子供が夢を持つような、そういう環境の整備といたしましうか、こういうものも必要ではないかなと。今年度は幸い佐藤愛子選手がオリンピックに出ました。このことは、やはり子供たちに大きな夢を与えたと思います。あるいは、もうすぐ日本一星がよく見える天文台ができます。これもまた、別な角度で子供たちに大きな夢を与えることができる。そのほかのさまざま

な芸術、文化あるいはスポーツ活動などで全道、全国に発信できる、そういう子供たちが育っていくこと、これが次の子供たちへの大きな夢につながっていくものと。このために教育委員会が具体的な施策を何をしていけばいいのか、またこれからもしっかりと考えていきたいものだと、こんなことを考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 教育委員会の課題については、これから具体的にどのように進めていくべきかをお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま教育部長からは、当面する課題はたくさんあるわけでございますが、そのうちの特に取り上げて2点についてお話しさせていただきました。その1点は、教育委員会制度の改革でございます。これは、御案内のとおり地教行法の一部改定に伴いまして、教育委員会のさまざまな制度に言及されておりますが、1つには市町村教育委員会に指導主事を置く、このことはクリアさせていただきました。それから、教育委員の研修等についても名寄は充実しているところと、そういうふう考えておりますし、教育委員に保護者を置くということについてもクリアさせていただいております。ただ、これからの課題としては、やはり点検、評価というものが伴ってまいりますので、特に外部評価をどのようにしていくか、このことについて近隣市町村あるいは全道、全国の動きなどをよく見ながら、名寄市も取り組んでいきたいと。

それから、もう一つ、新しい学習指導要領の移行についての取り組みは、先ほどの岩木議員にもお答え申し上げましたが、特に課題として私たちが受けとめているものを幾つかお話し申し上げますと、1つは手引の作成でございます。既にちょっとお見せしたのでありますが、14年の改訂のときにはこのような手引を全教職員に配付いたしました。名寄市教育委員会でございます。これに

膨大な費用がかかったのでございます。本当にこういうことが必要なかどうかということも含めて、これはしっかりと名寄市でも考えていかなければならない。現在上川教育研究所、上教研にこの手引の内容については諮問しておりますが、その答申が出たときにその答申を名寄市としてもどう扱っていくのか、この辺が今後の課題の一つかなと、こう思ったりしているところであります。それから、もう一つは、内容にかかわって総合的な学習の時間が新しい学習指導要領では削減されます。例えば中学校でいえば70から100あったものが50とか、そういうふうに削減されていくわけでありましたが、現在行っております朝読書、これは総合的な学習の時間の中で取り組んでおります。これが新しい学習指導要領が全面実施になったときには、総合的な学習の時間の中ではとれないのではないかと。では、国語の時間に組みかえるかとなりますと、国語の実際の授業時数に大きな影響を及ぼすというようなことで、これについてどういうふうにこの移行期間の間に考えていかなければならないか。この2つあたりが当面する大きな課題かなと、こんなふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 質問をかえます。

市立病院のポロの手すりの関係については、私の短い足で歩いても45歩ぐらいでしたので、もし見積もりをしたらもう少し安くなるかもしれないので、十分に検討していただくように要望しておきます。

砂川の病院では、離れたところに喫煙所があるようにも聞いていますが、ぜひ御理解願いたいと思います。敷地内全面禁煙となっておりますが、私が前から提案している敷地内を1坪でも2坪でも名寄市土地開発公社に売って持たせれば敷地外になるわけですから、名寄市の市立病院の土にならないわけですから敷地外になるわけです。敷地内全面禁煙は守られると思いますが、今の現状を考えると検討する価値は十分にあると思いますし、

島市長の評価も上がると思いますが、具体的な答弁を求めます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何回か議会の中で市立病院の患者さんを初め職員が喫煙をする場所を敷地内で、あるいは道路のそばでのものであるということも含めてのお話を伺いました。現実そのような状態が続いているのかというふうには思っておりますけれども、しかしことし市立病院が主催をした市民の健康づくりの講演会等では、3回行っておりますけれども、そのうち2回はたばこの害について市民の皆さんにお話をして、できることであればたばこをやめるようにということでお話をさせていただいております。私も毎年続けている健康づくりの期間におきます講演会で1度市内の開業の先生がこのことを取り上げて講演をしていただいたことをずっと聞いておりました。確かにたばこをのむ方については不自由な社会になったなど、こういうふうには実感を持っておりません。提言ありますように、病院の敷地の中の一部を敷地から外すという提言をいただいているわけでございますが、私ども今の病院の敷地の一部をそのような特別区のような形にというふうには検討した経過もありません。私は、市民の皆さんに、病院に入院される方はやはりこの機会にたばこをやめる、そのようなきっかけづくりになってほしいということも含めて4月から禁煙外来等の開設をさせていただいたということでもあります。もちろんたばこをのむ隣にいる方が非常に被害になるということもいろいろな報道も含めて行われているわけでございますから、病院の周辺で喫煙をしている皆さんについてもこの機会にもっと健康的な条件を、病院の敷地のそばでない方法でというふうにお願いしたいものだというふうに思っておりますが、入院している方についてはそうもいえないのかなと。ですから、繰り返しになりますが、入院を機にたばこを禁煙をしていただくと、ということが私どもの公立病院の使命だと、こんな

ふうにしてあります。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） そうすれば、たばこ税約2億4,000万円のうち消費税より低い二、三％を流用すれば480万円から720万円ぐらいになりますので、十二分に土地つきの喫煙室ができます。スタッフや一般客のためにも敷地内全面禁煙はいけないと思いますが、お考えがあればお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 確かにたばこ消費税、私どもの自治体の財源としては貴重な財源でございます。ことしのまちづくり懇談会、11月名寄市内あるいは風連特例区の中でも開催をする中では、出席者の市民の方からもそのようなお話を伺いました。事実健康被害の因果関係というのは、いろいろと報道されておりますけれども、たばこを吸っている方でも高齢で元気な方ももちろんいらっしゃるわけですから、個人差はあると、そんなふうにしてあります。今回の税制改正の中でもたばこの消費を見込んで税率の確保、税源の確保ということも報道されておりますから、地方自治体の歳入確保の面から申し上げますと、禁煙場所の指定をするということについては少なからず影響があるのかなというふうには思っておりますけれども、しかしトータルで健康な市民がたばこをやめることによってさらに健康を維持していただけることがプラスになるのではないかと、こんなふう考えているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 最後に、市立病院の敷地内全面禁煙に今後も反対することを公言して、私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で渡辺正尚議員の質問を終わります。

観光の振興について外3件を、佐々木寿議員。

○6番（佐々木 寿議員） 議長の御指名がございましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

第1点目は、観光の振興についてでございます。さきの行政報告の中で、本年度上半期の観光入り込み客数は総体で22万9,900人が名寄を訪れたと報告がございました。来年には、市民の待望しております新天文台が完成されます。完成に伴う観光入り込み数は、さらに増加することが見込まれます。これは、名寄を全国に発信する絶好の機会だと思っております。先般私も国内最大級の101センチ反射望遠鏡のある岡山県井原市美星町を視察してまいりました。この天文台には、全国からスターウオッチングにマニアが集まってきました。昭和63年には、アマチュア天文家から光害防止の条例化が提案されたことによりまちが条例作成された経緯があります。名寄市としても光害防止条例の制定を考慮しなければならないのではないかと考えます。

さて、さきに述べましたようにこの天文台があることによって、また通年のイベントが開催されることによって多くの人が集まってまいります。そして、この天文台だけではなく、その他の観光と組み合わせ、観光ルートを形成しておりました。天文台に訪れた人は他の観光をしてもらう、他で観光した人は天文台を訪れるという観光ルートが形成されておりました。名寄市としても新天文台が完成することによって通年を通じた観光が期待でき、交流人口増加にもつながり、経済効果もアップすることと期待しているわけでありまして。そのためにさまざまな整備が必要と考えますが、今後の取り組みをどのように推進するのか伺います。

2点目は、防災、消防事業について伺います。

119番通報の際に病気やけがの症状を判断し、救急出動の態勢を決める受信時トリアージを横浜市が全国に先駆けて10月1日から導入いたしました。災害現場のトリアージは既に実施されておりますが、病気やけが等での通報時の導入は重症者の救命率を上げ、近年増加傾向にある非常識な通報や救急車をタクシーがわりに使う等の悪質な例に対応できるとされております。受信時トリア

ージの導入について考えを伺います。

次に、がけ崩れ等の災害マップについて伺います。土砂災害警戒区域は、2001年に施行された土砂災害防止法という新しい法律に基づいて都道府県知事が指定する区域であります。中でも特に危険な土地については、土砂災害特別警戒区域として指定されます。名寄市には、この法に沿って指定されているところはないと思われませんが、さきの私の実家のほうで起こりました岩手・宮城内陸地震は地元では全く地震を予想しておらなかったと思っております。この地震で行方不明者が出るなど大きな被害をもたらしました。東京女子大の広瀬教授によれば、地震や津波は災害の原因であるが、必ずしもそれだけでは災害が発生するわけではないと。災害の破壊力が膨大でも人間社会が十分備えることができれば災害が発生しないと、こういうふうに言っておりましたが、改めて災害への備えをしっかりと進めなければならないと思った次第であります。そこで、水防区域、地震、豪雨等による地すべり、がけ崩れが予想される周辺地域の地質調査等による災害マップの見直しが必要と思われませんが、現状今後の取り組みについて伺います。

3点目は、有害鳥獣対策について伺います。近年野生鳥獣による農作物被害が全国的に報告されている現状であります。名寄市においても山すそやその周りの田畑では大切に育てた米や野菜などが野生動物により食い荒らされたり、掘り返されたりするなどの被害が発生していると聞いております。と同時に、猟友会会員の減少や高齢化の問題や免許取得の問題、あるいは人家周辺では銃器が使えない、わな等が使用できないなどの課題、また防護対策等の設置予算の問題等々に対する考え、被害状況、今後の取り組みについて伺います。

4点目は、高齢者福祉について伺います。行政報告でありましたとおり、先月の住宅火災により高齢者御夫婦が焼死する痛ましい事案がございました。本当に心からお悔やみを申し上げる次第で

あります。

名寄市においても今後ますます高齢者世帯、独居世帯が増加傾向にあります。老夫婦でどちらかが入院等でいなくなりますと、独居世帯と化すわけであります。この間も現実にそのような状況にありました。緊急通報装置があれば助かったかもしれないという、本当に深く痛感した次第であります。そこで、弱者の生命と財産を守るため、高齢者のみの世帯、あるいは虚弱者独居の方、重度の身障者、緊急事態に機敏に行動できない方、突発的に生命に危険な症状の発生する持病を持っている方等を対象に緊急通報装置を取りつけ、急病、災害など発生したときに電話回線により消防署と直通でつなぎ、迅速な救護体制がとれるようにできないものか、現状あるいは今後の取り組みについて考えを伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま佐々木議員から大きな項目で4点にわたり御質問がございました。1点目と3点目につきましては私のほうから、2点目につきましては総務部長から、4点目につきましては福祉事務所長からのお答えとなりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

初めに、観光振興についての新天文台完成に向けての今後の取り組みについてのお尋ねをいただきました。名寄市のイメージと新市の総合計画が目指す将来像のキャッチフレーズ「星・雪・きらめき 緑の里なよろ」のもと、星に高い関心を持ってまちづくりに取り組んでいます。また、建設に当たりましては北海道の協力や北海道大学との相互協力協定での事業成果など、国内でも例のない大学と自治体との連携によることも大きな話題性を含んでおり、施設の有効活用の面からも注目されているところでございます。御質問の中にもあります新天文台と観光などへの結びつきにつきましては、1つには学術研究の立場から北大との

協力による日本国内の各種学会、研究会の誘致など多数開催されることが想定されることから、国内の大学研究者が宿泊、滞在することで地域経済に与える影響は極めて大きいものがあるかと思っております。2つ目には、交流人口の増加と観光などの分野で国内でも数少ない最高の観測条件との評価もあることから、地の利を生かした情報発信のできる施設でもあり、全国的に注目され、道内外の集客も見込まれるため、観光ルートの形成に当たりましては名寄市及び近隣市町村や民間、団体も含め体制を整備していくことが必要とも考えております。まずは、各関係機関や団体との連携強化の中で交流人口の増加を担う施設を目指したいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目で有害鳥獣についての被害状況と取り組みについてお尋ねをいただきました。山間部や山すそ野を中心にエゾシカによる被害が増加しております。被害面積と被害金額では、平成17年度470ヘクタール、金額で2,050万円、18年度では650ヘクタール、金額では4,400万円、19年度では540ヘクタール、金額で3,390万円となっており、カボチャ、バレイショ、スイートコーン、牧草などの被害が多く、被害を最小限にとどめるため農協と市及び猟友会の3者で名寄市有害鳥獣駆除対策協議会を設置しております。この協議会の事務局につきましては、J A道北なよろのほうにございます。

有害鳥獣駆除対策事業を実施し、駆除期間中に猟友会に駆除を依頼しております。駆除の頭数につきましては、平成18年が211頭、19年が176頭、今年度は305頭を駆除しておりますが、個体の数は減少していないのが実情でございます。また、効果的な対策とするため、中山間地域等直接支払制度の交付金を活用して電牧さくの設置、これにつきましては167キロメートルに張りめぐらせております。また、猟銃やわな免許取得は14名、捕獲わなにつきましては75台、

駆除推進等に助成し、防除と駆除両面から対策を講じているところでございます。猟友会会員の減少や高齢化といった実態は深刻であります。農家みずからが免許取得を促すとともに取得費用について従来同様支援の対象としてまいりたいと考えております。近年は、エゾシカだけではなくキツネ、カラス、ネズミなどの被害も報告を受けており、今後の取り組みにつきましてはこれまでの取り組みとその効果を名寄市有害鳥獣駆除対策協議会で検証しながら対応を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから項目の2、防災、消防についてお答えします。

まず最初に、通報時に患者症状を判断する受信トリアージの導入についてお答えします。横浜市は、本年10月1日から119番通報の内容から容体の緊急度、重症度を判別する受信時トリアージの運用を開始したと報道されていますが、名寄市における導入の考え方についての御質問をいただきましたので、お答えいたします。災害現場でのトリアージは既に実施されておりますが、通報時での導入は全国で初めてで、横浜市は容体によって出動人数を変えることにより機動的な出動態勢を整え、救命率の向上を図りたいとしています。新システムでは、119番通報を受けた指令センターの担当者が通報者に意識や出血の有無などを質問、返答データをパソコンに入力すると自動的に症状の軽重が判断され、出動車両や隊員数が決定されます。以前は、症状の軽重に関係なく救急車1台と隊員3人で出動していましたが、今後は緊急度の高い患者には隊員を多数出動させる一方で、軽症者には救急車1台、隊員2名で対応し、場合によってはミニ消防車なども使用し、救急車到着までの救命活動に当たることにしています。救急出動がこの10年間で1.5倍にふえ、救急車

の数が足りず、軽症者を救助している間に発生した重症者に素早く対応できなかった状況の解消を図ることができるかと期待されています。また、大都市では通信司令室に専門員を常駐させ、通報時の患者の状況を瞬時に判断して指示ができる体制をとり、また民間の救急搬送事業者も活用して取り組んでいます。名寄市の場合は、民間救急搬送事業者もなく、専門員の常駐につきましても非常に難しい状況であり、通報時の内容で傷病者の重症、軽症を判断することは難しく、また危険であるとも考えております。現在名寄地区に2台、風連地区に1台の救急車を配置し、救急出動しております。年間総救急出動件数から見ても受信時のトリアージを実施しなくても救急対応が可能と考えており、6月定例会で答弁させていただいたとおり、現時点では考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

なお、本年4月1日より名寄消防署において災害受理一元化を開始してから11月末までの救急出動状況をお知らせいたします。総出動件数660件、本署で557件、風連出張所で103件のうち重なった出動件数が58件発生し、本署で対応できず出張所より出動した件数が3件、また逆に出張所に出動した件数は2件となっております。今後も救急出動に万全を尽くすべく対応してまいりますので、よろしく御理解をくださいますようお願い申し上げます。

次に、がけ崩れ等の災害マップについてお答えいたします。名寄市には、北海道知事が指定する土砂災害警戒区域はありません。土砂災害という場合は、がけ崩れ、土石流、地すべり、この3つを総称していいです。急傾斜地の崩壊を意味するがけ崩れ、山腹や溪流に堆積していた土砂が長雨や集中豪雨によって一気に下流に押し流される現象をいう土石流、斜面の一部または全部が地下水と重力の影響で斜面下方に移動する現象をいう地すべり、このいずれにつきましても名寄市においては人家を巻き込むような場所で発生するおそれ

は極めて少ないものと現状認識をしております。

次に、地震による土砂災害被害についてですが、これは台風や長雨、集中豪雨による土砂災害とは別に大規模な地震が起きた場合に議員御指摘のように土砂災害が誘発される心配は確かにございます。その事態に備えた対応が求められるわけですが、現実的には名寄市においては大規模地震の発生という事態そのものが想定しにくい実態にありますことを含めて、平常時からの備えや具体的な対策を整備できていない状況にあります。ただ、土砂災害とは違いますが、大規模地震発生時の被害拡大を防ぐために住宅等の建築物を耐震化することが求められていることから、名寄市におきましても公共施設を初め民間住宅等を含めた耐震改修促進計画を年度内に策定することにしていきます。議員御提言の災害マップにつきましては、名寄市は既に洪水ハザードマップを作成しております。これに準じまして、土砂災害ハザードマップという形で作成して住民周知をしている自治体があります。具体的には、層雲峡を有する上川町ではこのようなことをやっております。その内容を見ますと、土砂災害が起きるおそれのある危険箇所を地図上や航空写真上に示した上で前兆現象ですとか避難行動に関する情報などを記載しているものが一般的です。そうすると、危険箇所の特定が困難な名寄市にあってはどのような内容にするのがよいのか、その点も含めて今後研究をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 私からは、項目の4、緊急通報装置の導入について、その現状と今後の取り組みについてお尋ねがありました。緊急通報システムは、平成4年から防災まちづくり事業等を導入して、在宅で虚弱あるいは病弱な単居高齢者や障害者世帯などと名寄消防署緊急通報受信センターを電話回線で結び、急病や火災などの緊急事態に対して迅速で適切な救護を実施しよ

うとするシステムです。申請の手続は、高齢福祉課に申請していただきます。その後当事者が保健師同行で本人と面談し、自立支援サービス利用判定基準に該当するかを確認し、該当する場合には設置をしまいいりました。現在の設置状況につきましては、公営の団地では、市営緑丘第1団地、市営新東光団地、道営マーガレットヴィラのシルバーハウジング52戸と丘の上学園に2基、そして一般住宅では名寄地区137戸、風連地区60戸の合計251基を配備してまいりました。議員御指摘のとおり、高齢化の進展により現在の設置者以外にも独居で虚弱な高齢者や障害者など対象となる方は多数おられると認識しております。しかしながら、名寄消防署で現在保有する基数は残すところ37基しかなく、また経費的にも1基設置について15万円で、設置後のメンテナンスに年間費用が全部で300万円程度かかります。当面は、現有機器による運用を考えております。

最近のテクノロジーでは、携帯電話や電気ポットの使用状況を定期的に監視し、異常が感じられた場合は見守りセンターへ通報して消防などに連絡できる民間システムもありますが、虚弱者の安否確認や緊急時の対応については日ごろから地域での見守りが大変重要ですので、これまでの社会福祉協議会の町内会や行政区ネットワーク事業、また新たな地域自治区での実施予定の見守り事業などと連携を深めていこうと考えていますので、御理解をお願いします。

以上、私からの答弁でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいと思っております。

初めに、観光の振興についてでございますけれども、私はこの天文台はこれから新しく先ほど御答弁がありましたように学術的な問題、特に極寒地で研究をされてどういようなものになるのか、あるいはこれから、前へ行ったらあと何個かの辺に星座があるのではないかとかいうことでいろい

ろと研究をされて、もう発見できるのではないかと、こういうふうに思います。と同時に、先ほど御答弁がありましたようにやはりそういう方プラスほかの方も名寄に訪れるのではないかと、こういうふうに思っているわけでありまして。そこで、名寄はこの天文台が、将来にわたってこういう目玉商品というのは余り考えられないのではないかと、こういうふうに思います。したがって、今まで名寄にある目玉商品、あるいは要するに文化、経済、あるいは産業の面でも含めてやはり観光の受け入れ態勢の整備というのがこれは重要なのではないかと私は思います。したがって、ただ単なる観光ガイド、それだけではこれはだめだと。先ほどにも答弁がございました、確かに。近隣市町村との連携、あるいはあると思っておりますが、これもこれからやはりまだまだしっかりとした整備をしていかなければだめだと私は思います。したがって、例えば天文台だけではなくて、それはピヤシリ四方でも、これはやっぱり2つか3つぐらい組み合わせたあれをつくっていかないとだめだと思っております。そしてまた、案内標識、名寄ではアカゲラのマークとか何かもつけてあります。あるいは、ユニバーサルデザインの配慮とか、こういうものも必要なのではないかと思います。

それから、例えばピヤシリに来ましたら、さらにてっぺんの、前は観光もあったのですが、ピヤシリ山地まで行くルートをどうする、あるいは今新しく建っているものは道の駅でもバリアフリー化になっています。そういうことを総体的に観光というものを位置づけていかなければならないと私は思っております。もちろん交通アクセス、これなんかも本当に整備しなければいけない。これは、やっぱり例えば名寄駅から、あるいは旭川空港からこの名寄市に訪れる、それがちゃんと交通アクセスというものができていないとだめだと思っております。したがって、単なる観光のガイドだけで済むものではないと私は考えております。したがって、この受け入れの態勢としてプロジェ

クトとか、そういうものをこれから立ち上げる。やって、観光の受け入れ態勢を整備していく考え、あるいは逆に言うところの観光のところの持っている、例えば産業のことを言いますと、食事のことを言いますとホテルとか何かの人の話を聞いて名寄市のカボチャをそこで使ってもらうのだとか、今までそういうようなところが検討されてあったのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 観光全般についてのお話をちょうだいいたしました。私どもも機会あるごとにこういった議論をさせていただいております。とりわけ今新天文台に限ってのことでございますが、これがつくれるということにつきましては極めてこの地域にとっては大きな役割を果たすものというふうに認識しております。既に議員が御案内のとおり、道の駅、南口の玄関口ですけれども、ことしオープンさせていただきました。その中でも大きなマップをつくらせていただいているのですが、そのほかにも手元で見えていただけるようなマップもつくりたいということで考えております。実は、NPOのまちづくり観光を中心にしながら、局長ことしの春かわったばかりなものですから、まだちょっと十分に私どものほうと話し込みまではできていないのですが、そういった一定の話をさせてもらっています。天文台ばかりでなくしてサンピラーパークの中に近隣する天文台、それからホテル、それから市内のあらゆる施設、そういったものを複合的に、有機的につなぎ合わせた形の中でのそういったPRをしなければならぬなということが1つとっておりますし、もう一つは道北観光連盟がありますから、そちらのほうにも呼びかけをして、今度名寄にこういった施設ができますと。ぜひとも機会ありましたら、そういった中に取り込んでPRをとということもお願いをしたいと思います。

きのうも日根野議員のお話の中にもございませ

たけれども、実は昔、古い話になって恐縮なのですが、杉並の子供たちが望湖台の自然公園で来られてあそこで1泊されたということでございました。その一場面ですけれども、皆さん方が空に向かって寝転がった。空から星が見えるのではなくして、星が降ってくるという、そんな実感を子供たちが持ったようでございます。きのうの日根野議員のお話にもありました。ただ単に天文台の観測だけに限らず、自然の人の目でも見られるような、そんなすばらしい環境にもありますから、そういったものを抱き合わせながら、含めながら、ぜひともこちらのほうのPRをしていきたいというふうに思っていますし、またPRに当たってはNPOまちづくり観光のほうとも十分連絡とりながら、プロジェクトまでなりますかどうかお約束できませんけれども、皆さんと熱い思いで集まってお話をし組み立てをしてみたいなど、こんな感じを持っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） これは、本当に前述いたしましたように、この最北にある名寄市が、私は前のあれのとき名寄市の何も無いところということも言いましたけれども、よく見たら一つ一つが本当に名寄市の文化とか経済とか伝統とか、そういうようなものなのです。それをこういう機会ですから、再度、もう一度検討して、子供たちの関係でも例えばもうまちから来たときに農家に泊まらせて違うところに行かせるとか、いろんなことが整備を考えられると思うのです。それは、今後しっかりと取り組んでいただきまして、やはり名寄に来たら名寄のいいところを宣伝してやって、できれば名寄に住んでもらうと、こういうふうなイメージで希望のある夢を持って進めたいと、こういうふうに思います。

次に、防災、消防についてでございますが、先ほどの御答弁で受信時のトリアージについては導入はできないということをお答弁いただきました。

出動態勢につきましては、谷内議員とか岩木議員のほうからも以前に御質問があったわけなのですが、私は先般たまたま西條付近で事故現場に遭いまして、そうしたらなるほどある程度トリアージに近い状態に対応されているのだなというふうに思いました。簡単な、例えば先ほど言いましたような意識はあるのかとか、あるいは会話ができるのかとか、どの部分が痛いのかということは先に電話の中で質問を受けまして、それで救急車が到着したというような状況で、ある程度は導入されているのだなというものは、体制としては、やり方としてはなっているのではないかなと。それがためにある程度緊急体制の最初の初期段階においてはうまくいっているのです、出動がうまくいっているのではないかと、こういうふうに私は思っております。何せ最初の方で、先ほどの御答弁ありましたようにダウントリアージすると、これは確かに判断が間違ってしまうと本当に重病患者も大変なことになるということもありますが、これは横浜でもやっぱり5年間ぐらいかけて取り入れたということなのです。今北海道でも札幌、あるいは東北でも仙台ですか、それから川崎、京都あたりはもう10月から既に研修といいますか、訓練といいますか、そういうことをやっているわけです。私は、体制は取り入れなくても指令する人の教育あるいはそういう研修の場というのは必要なのではないかなと思うのです。今後そういう取り組みについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 消防の救急隊の指令台に勤務する職員の研修の関係につきましては、直接私担当しておりませんので、消防署長通じましてそのような研修があるとすれば積極的に参加するように申し伝えたいと思います。

なお、この機会に名寄市の取り組んできた救急出動に対する体制としましては、高度救急車を導入してより救急活動にプラスになるような車両整

備はやってきたと。あわせましてこの数年来救急救命士をきちっと配置をしまして、風連出張所、名寄本署についても十分救急救命士の配置をやりまして、来年も5月に1名さらに増員する形も含めて考えておりますので、いち早く現場に行くと。心肺停止状況の者については、体制の関係についても考慮をして出動していくと。そういうことも含めまして、迅速に現場に急行して、そこからいかに早く病院のほうに運ぶかということを一生涯懸命今やっておりますので、大都市におけるような状況と地方都市の場合にはちょっと異なるかと思うのですけれども、迅速な救急車の配置、それからそこには救急救命士が必ず現場に行けるということも含めて今対応しておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 年間出動、警備、それから課題等を含めてある程度、1,600回ぐらい応対があるわけですから、去年あたりの消防のあれを見ますと携帯からだとか名寄は91件ですか、それから普通の専用電話ですと970件も救急体制に対してかけてくるわけですよ。それで、いろいろと今の段階では救急対応は十分だということではありますが、やはり将来に向かって、先ほど御答弁されましたように前向きに考えていただきたいと、こういうふうに考えております。せこいことになりますが、燃料費にもかかわることございますから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

なお次に、土砂マップにつきましては、要するにこれにつきましてはこの防災のところには大体名寄市は10カ所ぐらいですか、風連は20カ所ぐらいあるわけなのですけれども、土砂の危険区域といいますか、これが私は地震災害については確かに予想できないものだと思っております。去る先ほども言いましたように、岩手でも全く何もないところにああいうものが起きたわけです。名寄でも上川地区あたりでは昭和3年ごろに何かな

ったということなのですけれども、それはある程度プレートというものがやっぱり名寄でもあると思うのです。そして、私は一次よりも二次災害というものがこれは大変だと。したがって、先ほどの答弁でありましたけれども、人家に巻き込まれるようなところはないと御答弁ありましたのですけれども、私はあるところの地域、それから水防の区域の周辺のところが必要なのではないかと思います。一回土砂災害なんていったら、同じところになったら、同じところにまた繰り返すのです、土砂災害というのは。したがって、これは今後やっぱりいろいろ旭川の土木現業所とか、あるいは旭川の森林管理署とか連携しなければいけないと思いますが、これは今までに平常時はどういうふうな連絡といたしますか、お互いの連携をしているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 名寄市の防災計画の中で、今議員おっしゃるようなそういうがけ崩れ等の部分については、過去の経験則も含めて余り実態的にはなかったものですから、ここ数年ずっと警戒、注意をしているのは天塩川の河川の増水によるはんらんになったときの災害対策をどうすると、そういう部分を中心にやってきておりましたので、現時点ではその辺の連絡体制とかについては十分ではないと思っていますので、今後も研究してまいりたいと思っています。

それで、今現在災害対策の関係で、特に地元の土建業者の方々とも防災、災害協定というか、そういうものも結んだり、今回の災害訓練なんかも実際に被害を受けたときに一般人では救出できない部分については自衛隊のヘリを使っての救出訓練を実際に市民の方に見ていただくということも含めて、なかなかすべての災害を予知していくのは難しいと。北海道自身の歴史も新しいものですから、過去何百年とかという有事のいろいろな書物が残っていると、何百年に1回の地震があったよとかということとか、大きながけ崩れがあった

ねということはあるかもしれませんが、不幸にして北海道は歴史が新しいことも含めて、なかなかその辺での経験則というものが伝わりにくい状況がありますので、当面は河川の災害を中心にした災害訓練とか災害体制をとりたいなど。今御指摘の部分については、必ずしも急傾斜地がないわけではありませぬので、その辺であればどの部分が危険なのかという箇所についても調査研究をしてまいりたいと思っています。

関係機関の連携については、ちょっと今具体的には今まで対応していなかったというふうに理解していますので、その辺も研究してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 災害に関してはなつてからでは遅いので、やはり備えをしっかりとしておくべきが大事だと思いますので、どうぞよろしく願いたいと思います。

次に、有害鳥獣対策について伺いますが、今はエゾシカがかなり被害もあって、4,000万円近くの被害、あるいは3,000万円近くの被害が散見されるということでもありますけれども、これは野生鳥獣に関してはだんだん温暖化にしてだんだん下がってくるのではないかと私は予想しております。ほかの内地のほうでもかなりそのような傾向があります。そして、野生動物というのは一回味をしめましたら、何回でも来るのです。したがって、これは先ほどにも近隣市町村と連携をしてやるということなのですが、具体的にはどういうふうな取り組みをしていくのか。あるいは、補助の仕方。補助といいますか、例えば免許を取得する、あるいはわなの免許を取得する、あるいは防護さくをつくる、そういう体制の部分、農家の方というのはある程度これは全員という、全員に渡ればいいのですけれども、そういうPRという体制というのはできているのでしょうか。その2点お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 被害額は先ほど申し上げましたとおりなのですが、実は対策といたしましては先ほどもお話しさせていただきましたように中山間地域等支払制度があります。これは、中山間、山側のほうなのですけれども、そちら側のほうの対策として使われる費用ということで、交付金事業として来ております。旧風連地区、旧名寄地区での取り組み形態が若干違っております。しかしながら、次回対策はどうなりますか、それは先にいたしましても、今現在は電牧さくをつけております。旧名寄地区でも取り組んでおりますし、風連地区でも取り組んでおります。先ほどお話ししましたように、167キロメートルほど電牧さくをつけているということでのそういう対策を対策協議会の中で取り組んでやっているということでございます。そのほかに猟友会の方々にお力添えをいただきまして、鉄砲による駆除、あるいは先ほど言いましたようにわな部分、それから捕獲穴、そういったたぐいの中で捕まえるということで、捕まえたものを山にまた戻すというようなことをやっているのですけれども、お聞きしますと土別のほうは中山間地域のほうで大々的に電牧さくを中心に取り組んでいるようでございます。今お話ありましたように、シカにつきましてはなれたらそこに住みつくといいでしょうか、なかなか移動しないというのでしょうかけれども、そこにえさがない場合は今度動くということになりますものですから、余りこんなことは言い切れるかどうかわからないのですけれども、風連の境で土別との境界がありますけれども、土別側のほうからもひょっとしたらシカが風連側のほうに入り込んできている部分もあるのかなと、こんなお話も談義の中でされるのですけれども、いずにいたしましても対策につきましてはその所在市町村で対策を講じていくということしかほかありません。御案内のとおり、今私どものほうで悩みは高齢化をしております。猟友会の会員の方々が大変高齢化されているということでございます

て、農家の方々がみずから猟銃等を持っていただいて即刻対応できると。近くに来た場合には対策がとれるというようなことでは効果的なのかなというようなことで、今来年に向けて、21年度に向けましては、できるだけそういったことは自衛、防衛ではないですけれども、そういった自助努力も促していこう、そのときの費用も一部私どものほうでそういう制度を利用しながら負担を軽減していただいて、取得、免許を取ってもらおうというようなことで呼びかけをして、働きかけをしていきたいというふうなことで今取り組んでいるところですので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） やはり市町村、区域がかわりましたら、予算等も全然違うことになると思いますが、今後の取り組みとしてひとつその辺も連携をしながらやっていきたいと思ひますし、駆除費用だってそれぞれの地域で違うと思うのです。昔カラスの足を2本持っていったら50円とかというような話を聞きました。カラス、岩木議員ではないですけれども、中国に行ったらカラスが一匹もいないと。食っているのではないかということもありましたですけれども、これはカラス対策も含めて環境問題もありましょうが、その辺も含めて今後進めていただきたいと、こういうふうに思います。

最後に、高齢者福祉の緊急通報装置の導入について質問いたします。確かにこれはなかなか値段的に無理だということの答弁でございましたが、私は命の尊厳から考えるとそういう値段の高くないペンダント方式とか何か、例えば市で、ああいうようなものは1万円程度なのですが、私も含めて、ここにおられる方も含めてあと七、八年もしたら老人のクラスに入るわけなのです。それで、そういうような状態になったときに、先ほど言いましたように片方が入院したり、あるいは本当に自分で動けないときにぴゅっとこういうふう

したらだれかに連絡が行くというようなペンダント方式の簡単な安いものでいいと思うのです、これがぱっとわかれば。これをやはり市で買って、そして貸与してやるというようなことを考えられないのかと。本当にただ、公営住宅はもちろんそれは絶対設置しなければいけません、はっきりしていますけれども。そういう民間のところ、本当に隣でもおつき合いの余りできない方もいると思いますし、そういう関係の人とかにやはり行政として手を携えるべきではないのかなと、こういうふうに感じましたので、金額的なものがありますけれども、1個1万円ぐらいのものもあります、ピンキリですから。ですから、それをしっかりとやって、やっぱりそういう金もかからないで見守りたいと、町内会でやるのか民生委員に頼むとかということだけでは、弱者の本当の一番瞬時のときに対応できないのではないかと私は思っています。先般のそういうふうな私の先輩も見つかったときにはもう既に亡くなっていたのです。それがちょっと自分でぱっと押せば、だれかに連絡すれば助かったかもしれないのです。そういう状況のときに、私は今は携帯電話等もありますし、子供たちの防犯のこともありますが、とりあえず弱者の世帯あるいは弱者に、消防のところにも確かに導入されたことが書いてありました。そういうようなことの取り組みというもの、そういうような予算は本当にできないのかということ再度伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 緊急通報システムにつきましては、所長が答えたとおりの系統的にやはり限界があるということでございます。ただ、現在子供の見守り、あるいはお年寄りの支援ということで町内会の皆さんに協力していただきながら、新たな組織づくりというのを進めておりまして、その中で支援の必要な方の把握、あるいは地域での連絡体制も含めて検討を願っているところであります。例えば隣同士で連絡できる簡単な方

策があるのかも含めまして、今設置をお願いしております地域連絡協議会の中ででもまた御議論いただいて何らかの方策をとりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。そして、こういうことは本当に大事なことなので、やはりお金のある人はそれはもう高いものを実際買うことができ対応ができると思うのです。しかしながら、ほとんどの方は、弱者の方はほとんどお金がないとかあるわけです。そしてまた、そういうことも知らないという方もおられるでしょう。これは、やはり民生委員とかの方に説明をして、あるいは協力して、あるいは自分で、あなた、こういうふうなものを使ったほうがいいのか、そういうようなことをしっかりとそういうシステムというものを明文化して、そしてやったほうがいいのかと思うのです。これからやっぱり命というのは一つも二つもあるわけではありませんから、本当に大事な、本当の地域として見守ってやるということはそこから基本が始まるわけですから。先般も将来のあれはやっぱり高齢者の事業が大切だと申し上げて答弁もあったようですけれども、やはりそういうものが大事だと思っておりますので、しっかりと進めていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

14時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時55分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

食肉センターについて外1件を、黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） 議長から御指名をいただきましたので、2点にわたって質問をさせて

いただきたいと思います。

まず、1点目、食肉センターについてですが、士別のデイジー食品が親会社のマルハニチロホールディングスから撤去の通告がありました。これは、単に他市のことと思えなく、驚きを持ってこのニュースに接しておりました。従業員100名を超す解雇は、地域経済に大きな影響を与えるものと思います。全く事前に情報がなかったものかと疑問に思いましたが、それはさておきまして当市にも系列会社のニチロ畜産名寄工場があり、不安を感じますが、報道によりますと名寄工場は今のところその方針はないとのことで一安心をしているところでございます。そこで、正式にニチロ側からその方針を行政として聞いているのか、まず伺いたいと思います。

その上で、名寄市立食肉センターの施設の状況とニチロ畜産の考え方について伺います。名寄地区の畜産振興を目的に昭和41年に建設され、以来既に42年が経過しております。建設の時期を考えると、かなり老朽化が進んでいるものと思います。現在構造診断調査を実施していると思いますが、その結果が出ていればどのようなことになっているのか伺います。また、施設の管理を委託を受けているニチロ畜産としてはどのように考えているのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、道内畜産振興における名寄工場の役割についてですが、国は農業政策として自給率を50%を目標に設定いたしました。遊休農地の活用と耕種部門の振興はもちろん重要であります。畜産部門の拡大は北海道農業にとって大きな課題です。自給率を50%に上げるには、北海道、現在200%の自給率を250%程度にする必要があります。そのためには、北海道の酪農、畜産の振興は大きなウエートを占めると私は考えております。天塩工場が閉鎖された現在名寄工場は道北一円の廃牛、肉牛を多いときで月に1,500頭、年間1万頭以上を集荷し、去年の処理実績は8,110頭となっております。北海道の加工実績の1

割は超えていると私は思いますが、行政としてどのように把握しているのか、また道としての認識がどのようなものなのか、わかればお知らせをください。

次に、施設改修などの将来構想ですが、現在BSEの検査室が検査されていますが、さきに述べたと畜部門の改修を基本に加工部門、冷蔵部門の一体した施設建設について、ニチロ畜産との協議経過があるのか、また道の事業メニューについて打診経過があるのかを含めて将来構想を伺いたいと思います。

2番目として、中心市街地活性化基本計画について質問させていただきます。11月27日の議員協議会にて、名寄商工会議所、まちづくり委員会が組み立てたハード、ソフトを含めた28事業が示され、特に駅横の計画についてブロックごとのプロジェクトチーム案が提案されましたが、まちづくりの将来性、事業の採算性、市民性、いわゆる説明責任を考えると、はっきり申し上げてその事業案は非常に困難であると言って差し支えはないのかなというふうに思います。この中活法による基本計画は、認定されているのが全国で66市、北海道では帯広、岩見沢、富良野など6市ですが、さまざまな地域実態に即した計画が立てられていると思いますが、空洞化した中心市街地の再生を目指し、快適で魅力ある生活環境を形成し、都市機能の集積を図り、創造的な事業活動の促進が基本理念で、行政への依存体質の脱却を図り、地域の関係者が主体的に実効性の高い事業に取り組むことがポイントだと私は考えております。現に富良野市の計画でも以前の基本計画は行政主体で進められ、民間の意見や手法が反映されなかったと総括をし、行政主導でなく協議会みずから策定したと明記されております。しかし、行政としてのまちづくりや商業振興に関しての基本理念をしっかりと持つことも重要です。そこで、新名寄市総合計画で想像力と活力にあふれたまちづくりの中で地域に根差した魅力ある商店街を目

指しますとありますが、どのようなものかお答えをいただきたいと思います。

なぜこのようなことを改めて伺うのか。それは、それぞれの立場で目指すイメージに違いがあるとすれば計画にも誤差が生じる。いわゆる昨日大石議員が言っておりました隔たりが出てくるのではないかと考えられるから、改めて伺いをしたいと思います。どこのまちも町中商店街は衰退していますので、体力も低下していると思いますが、今こそ将来に向けてしっかりと計画をしないとだめだというふうに考えております。そのためにも民間主導で行政がどうフォローアップできるかを発揮する必要があると考えます。

次に、これも総合計画にありますが、複合交流施設整備についてですが、どのようなものを想定しているのか。バスターミナル、交流センター、健康増進センター、子育て支援センター、ミニ文化ホール、あるいは市民会館、図書館、行政窓口、物産館など市民要望を挙げれば切りがないぐらいあるというふうに思います。それを駅横の公有地にと考えているのか、また中活で3・6街でもよいと思うのか、行政主導でなくしっかりとした方向性、方針を示していくことも大切と考えますが、答弁をいただきたいと思います。

また、高齢化社会を迎えてコンパクトなまちづくりを目指すときにまちなか居住は必要と考えます。住宅マスタープランとの整合性を果たすとすれば民間でどの程度許容範囲があるのか、また政策として進めるのであれば支援策も検討すべきではないかと思えます。見解を伺いたいと思います。

最後になりますが、今回の計画案に対し、市民の反応や、また駅横の公有地の活用について市民のニーズはどのように感じているのか、その把握についてどのようにしているのか伺います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま黒井議員

から大きな項目で2点にわたり御質問がございました。私からのお答えとなりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

初めに、食肉センター施設の現状と二チロの考え方についてのお尋ねをいただきました。現在食肉センターは、昭和40年4月に日進地区にと畜場、大型冷蔵庫、污水处理施設を新築したもので、昭和41年に名寄に進出した二チロ畜産に業務を委託しており、平成4年には二チロ畜産の食肉加工場が設置され、1日50頭の加工処理が可能となり、冷蔵、冷凍、カット施設を拡充し、精肉までの一貫処理が可能となりました。その後と畜場法改正に伴う衛生管理の対応、BSE検査室、不動物体化装置などを整備し、現在に至っており、現在と畜場は1日当たり大動物の牛を40頭と畜しているところでございます。御質問の名寄工場につきましては、2007年10月のマルハ、二チロの経営統合以前から二チロ畜産社長みずから数回にわたり来庁し、経営統合の背景、名寄工場の存続について説明を受けており、現在の親会社、株式会社マルハ二チロ畜産としては畜産業を行う上で名寄工場は基幹工場の位置づけとしており、今後も当工場は存続するとの考えを示されております。二チロ畜産は、食肉センター、と畜場に加工場を併設しており、と畜処理は月間720から960頭、繁忙期には1,400頭、年間9,600頭を処理しており、加工処理につきましては月間1,000頭、年間1万2,000頭の加工を行い、今後も食肉センターを核に事業の継続を考えており、さらなる処理頭数の増頭も視野に入れております。食肉センターの施設については、これまでも必要に応じ一部補修をしているものの、42年を経過し、老朽化が著しく、現在構造診断調査を実施しているところですが、診断結果につきましては1月末の予定となっており、その結果を判断しながら今後の対応を協議検討してまいりたいと考えております。

次に、道内畜産振興における名寄工場の役割で

ございますけれども、これまでと畜場は再編統合により減少し、現在道内では北海道畜産公社の6カ所を含め12カ所のと畜場がございます。ニチロ畜産は、過去30年以上にわたって道内酪農家より廃用として出荷される経産牛の処理を行っており、年間道内の廃用経産牛8万5,000頭のうち1万2,000頭のと畜処理で14%のシェアがあります。特に道北においては半数の廃用経産牛の処理をしており、旭川を除いて道北唯一のと畜場として重要な役割を担っております。また、ニチロ畜産は加工部門において名寄工場と同様の加工場を十勝管内芽室町に有しており、2工場合わせて年間2万5,000頭、全道の29%のシェアであり、ホクレンに次ぐ実績を持っております。道の認識につきましては、これまでの協議経過の中で道北唯一のと畜場で実績もあり、と畜場の存続やさらなる処理頭数の増頭に向け、前向きな理解をいただいていると認識しているところでございます。

次に、施設改修等の将来構想についてお尋ねをいただきました。食肉センターの施設改修につきましては、先ほど申し上げましたとおり現在構造診断調査を実施しており、その結果を見て具体的な将来構想を立てたいと考えているところでございます。ニチロ畜産からは、食肉センター、と畜部門を核に将来にわたり経産牛事業を継続する方針が示されており、その中で国、道の酪農振興施策に基づき事業継続が考えられております。施設改修に係る国、道の補助事業のメニューについてでありますけれども、道に相談しているところでありますが、と畜場については現在のところ適当な補助メニューがなく、継続協議中であります。いずれにいたしましても、当市において40年以上にわたり事業を継続してきた食肉センターは、道北唯一の食肉センターであり、地場産業として畜産振興上、また経済活性化、雇用の確保から重要な役割を果たしており、長年培われてきた安全な食肉を供給する事業を継続し、地場産業の振興

に貢献することは重要なことと考えておりますので、具体的な将来構想がまとまりましたら、お示しさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の中心市街地活性化基本計画についての魅力ある商店街とはどのようなものかとお尋ねをいただきました。中心市街地の活性化を図るためには、どのようにしたら中心市街地に人を集め、にぎわいを生み出せるかが大切です。商業の魅力を高めるための手法には、それぞれの店舗を経営する商業者みずからが創意工夫を凝らすことに加え、空き店舗などを活用したテナントミックスや共同店舗の整備、ファザードの改修による環境整備、カード事業や宅配事業の導入によるサービスの向上などハード、ソフト両面の事業を協力して実施すること、お客様との対話から大きなヒントがあるなどが考えられます。そんな中であって商業だけでなく、文化、交流、福祉、学習、情報等に関する機能を強化し、地域住民にとっての生活、交流の拠点として整備することも大切で、吸引力を高めるためには施設整備やサービス向上といったことに加えて、まちに出かけ、楽しさの演出をするため、祭り、コンサート、野菜市などのイベント開催の場を用意すること、またそのまちに住んでいる人に限らず観光、ビジネスを目的にそのまちを訪れる人をふやす戦略を考えることも一案と思っております。町中に来た人が気持ちよく時間を過ごせるように、道路や歩道の整備、回遊ルートの設定など歩きやすい環境の整備、公園や広場など憩いの場づくり、高齢者、障害者が安心して歩けるようなバリアフリーへの配慮、駐車場整備など来街者の利便性を含む保持も大切でございます。これからも商工会議所と連携して、商店街事業と協働の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、複合交流施設整備の方針についてでございますけれども、複合交流施設の整備につきましては新名寄市総合計画の総合交通体系と商業の振

興で基本事業として組み込まれております。高齢者や子供などの家用車に頼れない人たちが中心市街地を訪れやすくするとともに、中心市街地と周辺住宅地などを循環、運行のシステムなどの構築とともに、交通結節点の整備などにより公共交通の利便性を高めることが大切で、これら交通体系、観光施策などと連動した整備を考えているところでございます。具体的な議論はこれからとなりますが、交通網の整備と一体となって拠点施設整備をしていこうとするもので、あわせて名寄を訪れる方、地元の方も利用できる観光、物産にかかわる機能が併設されるようにとの思いも持っております。場所につきましても今回のまちづくり委員会でも駅前、3・6街で議論をした経緯がありますが、このラインはまさにまちづくりの背骨と思っており、まちづくりに大きくかかわることが予想されます。その中では、駅前、JRとの接続について強く意見をいただいたところでございます。交通機能が軸軸となりますので、今後関係機関と協議を行い、行政と民間双方が知恵を出し合い、方向性を確認してまいります。また、事業年次につきましても総合計画においては前期、後期事業となっておりますので、中活協議の内容を踏まえ、早期に内部協議を持って対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、まちなか居住の必要性についてお尋ねをいただきました。中心市街地の商業、サービス業の振興やにぎわいづくりを考えると、中心市街地やその周辺に住んでいる人をふやし、コミュニティーの維持、回復を図ることは福祉の向上や災害時の安全性の向上にも大きな効果があり、住みやすい環境を整備すること、新たな居住者の受け皿となる住宅供給を行うことが大切であると考えております。市の住宅マスタープランの計画期間は、ことしから29年までの10年間としており、さらには長期的な視点から今後の住生活のあり方や方向性をとらえる必要があるため、平成30年から39年度を構想期間として策定されたところ

で、社会経済情勢の変化、市民ニーズの多様化に対応するため、必要に応じて計画期間の中間時、平成24年において見直しを行うこととしております。同プランにおきましてもまちなか居住につきましてはその推進を掲げており、コンパクトで暮らしやすい住宅市街地を目指すこととしております。民間事業による町中への住宅供給誘導に努めるとともに、まちなか居住整備プログラムでは平成30年度から20戸程度と考えられているところでございます。まちなか居住は、コンパクトなまちづくりを目指すときに避けて通れないものでありまして、その推進として支援策につきましても検討していかなければならないものと認識をしているところでございます。

次に、市民ニーズの把握について申し上げます。商工会議所と市との事務方による活性化協議会設立検討会において、市民からの意見聴取については市がかかわることで作業を進めてまいりました。これまで市民懇談として22カ所、445人の方々に出席いただいた中で、商工会議所特別委員会案を提示し、意見交換を行ってきたところでございます。出された主な意見は、商店街に対するものといしましては、1つ目には閉店時間が早過ぎる、2つ目には魅力ある店舗がない、3つ目には駅前が寂しい、4つ目には商店街のやる気、みずからの計画がない、5つ目には旧長崎屋に複数店が入って営業してはどうだろうか、6つ目には買い物に行きたい店づくりなどがあり、生活関連に関するものといしましては、1つ目にはバス路線の見直し、2つ目には市の予算は市民の大切な財産、使い方を研究せよなどの意見をいただきました。基本計画構想に関するものといしましては、1つ目には二条市場活用、廉売の復活、2つ目にはコンパクトなまちを、3つ目にはシャッター店舗活用、4つ目には駐車場が確保された商店街、安心して買い物がしたい、5つ目にはハード事業で人口はふえない、6つ目には南広場には建物は要らない、7つ目には新しいものより今あ

る施設を有効に使うこと、8つ目には箱物より身近な事業取り組みを、これ以上箱物は必要ないなど意見をいただきました。これらの意見は、協議の中でも共有していますが、まちづくり委員会設立の時期を見て再度市民から意見を聞く場の設定も考えているところでございます。官民一体となった取り組みが本事業の推進には欠かすことができません。そのほかに住む方々の意見をしっかりと聞き、事業展望をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） それぞれ御答弁をいただきました。何点かにわたり再質問させていただきたいと思います。

まず、食肉センターのほうから伺いたいと思います。ニチ口のほうからは継続をする、北海道の中でも基幹の工場としての位置づけということで、その報告を受けているということで安心をいたしました。土別の状況を見ますと、突然100名も従業員がいるところで閉鎖をするというようなことを、一年も前から言っていたのであればいろいろと対策はあるのですけれども、決定されてから言われるということは本当に地域の人にとっては気の毒だったなというふうに思います。決して名寄がそういう状況にならないように、今後とも情報をしっかりと仕入れていただきたいなというふうに思います。

答弁にありましたように、畜産振興でと畜場という形で名寄が設置をして、その後ニチ口が加工工場というようなことの経過だというふうに思います。それぞれ名寄市の施設も老朽化しているということは、もう免れない事実だというふうに思います。今中心市街地の活性化もやっていますが、やはりまちの振興というのはきちっと地域に根差した1次産業を振興することがまず第一でないかなというふうに私は思います。そういった意味では、農業は基幹産業だというふうに言わ

れている中で、その関連する畜産という部門では、雇用の場確保という意味でも将来構想をしっかりと持って前向きに対応していくことが必要でないかなと思います。41年に建設をされて、42年経過しているというようなことで、聞くところによりますと夕張市が一昨年でしたか、昨年でしたか、積雪によってプールがつぶれたと。その構造と同じ建物だというふうに私聞いていますので、操業している間にそんなことになると大変なので、強度審査もやっているということでございますけれども、その結果によってはしっかりと対応していただきたいなというふうに思います。

今ニチ口は、パートさん、臨時も含めて49名従業員としているというようなことで、名寄市のそういう雇用先という中では決して少ない方ではないのではないかなと。大きな雇用の場になっているのではないかと。そして、今の40頭の処理能力を80頭にすれば、さらに30名程度は人員をふやすことが可能だというようなことで、将来ずっとやっていただくのにはそういうライン化した一定程度の新設の加工場あるいは冷蔵部門というのを持つ必要が今後は出てくるのではないかと思います。その根拠となるのが先ほど私も言いました、いわゆる日本の農業の自給率の向上ということがあります。農水省のデータなんかもありますけれども、北海道は現在正確に言いますと192%のシェアを持っている。いわゆる人口の割からいくと92%は道外のほうに、国民を養っているということになるわけですが、それが平成27年には242%まで目指すというふうになっています。そういう中で米なんかは現在124%で、27年には156%と。約30%ぐらいは上乘せになると。面積はふえないのですけれども、反当たりの生産量を上げることによって自給率を向上させるということになっているのです。その牛肉だとか乳製品はすごいのです。牛肉については約40%、今北海道で自給率、熱カロリー、カロリーベースですけれども、それを102

%にすると。これも約2.5倍ぐらいにすると。それから、牛乳なんかは300%、ほとんど道外に行っていますから、そのぐらいあると思うのですけれども、それを580まで伸ばすというような目標を立てて、そういった状況から見ると名寄のと畜場、それから頭数的にいけますと今85万頭というぐらい、正確には86万頭いるのですけれども、27年には93万7,000頭にするという計画なのです。その1割が廃牛となって毎年出てくるのですけれども、今8万5,000頭、これが9万3,000頭廃牛となって道内で出てくると。そういう状況を考えると、40頭を80頭にしても間に合わないぐらいの、加工場も統合したりなんかしていますので、本当に道北の唯一の工場としてはこの工場ライン、と畜を含めてきちっと整備していくことが大事でないかと思えます。ニチロの名寄工場に聞きますと、何とかそういうふうにしたいという願望は持っているようですけれども、何せ経済行為ですから、なかなか思うようにいかないのではないかなと思えます。道のほうにも一部確認をすると、今部長がおっしゃるようなそういう該当する事業は今のところないというような、私もそういう情報を得ているのですけれども、何とかそういうものを、1つは道北は結構牛、酪農地帯もあります。21JAからあそこ牛引き取っていますので、そういう各農協の組合長さん、あるいは行政として一丸として道あるいは国、名寄市だけの声でなくて道北一円の農協、行政の声を上のほうに届けていただいて、そういう事業をやっていただけるように、将来の自給率向上のためにもこの工場を大きな基幹地域としてやっていただけるように要望活動、それから何とかなれるような期待をしたいというふうに思っていますので、改めて考えがあれば御答弁願いたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 昨年の秋口だったと思えますけれども、私も道のほうに出かけまして、40頭から80頭というようにお話をさせて

いただきました。道のほうとしては、一定の理解はしてくれております。道北の地域における名寄の存在といたしましては、役割につきましては認識をしていただいているところでございます。補助メニューにつきましては、こういったと畜の部分につきましては大変メニューが狭いのだと、窮屈なのだというようなお話をちょうだいしております。ただ、そうはいいまして名寄になくてはならない。これから老朽化していきますし、建てかえの時期が来ます。その施設の更新ということになるわけでございますから、何とか支援をというようなことで要請をしておりますし、また一方では今国のメニューの中でも農山村の支援事業というプロジェクト、ちょっとハードルが高いのかもしれないのですけれども、そこら辺も含めて、高いからだめだというのでなしにわずかな可能性でも探り当てて、そしてまたそういったものにこの地域が合致しないかどうか、そんなお話をさせていただこうというふうなことで今連絡をとり合っております。今黒井議員からお話ありましたように、私どもの事務方だけの力では到底限界があるわけでございますから、必要と思われる部分につきましてはそういった機関長の方々にも働きかけをして、また地域一丸となって要請行動していくことが可能性を探る上での必要な大事な取り組みかなと、こんなふうに理解をしておりますので、そんな努力を続けていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 現在ニチロは道産牛だけを扱って、いわゆる安心、安全、トレーサビリティのしっかりしたところというような形で、ラルズの肉はほとんどニチロの肉を入れているとか、それから給食センターにも月1回提供をしているとか、伺うと地域貢献もしっかりやりたいと。雇用の場の確保としてもしっかりやっていきたいと。名農生なんかもインターンシップで入れて実施をさせているというようなことで、何とか若い

人も雇い入れていきたいのですけれども、ある程度頭数は決まっているというようなことです。聞くところによると、安心、安全という意味では本当に安心、安全だなというふうに思ったのが工場ラインでは保健所の職員が常時6名立ち会って、マスクしているか、手洗っているか、その肉さわったら次の肉さわるときはもう一回手洗いしなさいとかと。何もしないで立っていると云ったら失礼なのですけれども、監視人が6人もついているというようなことで、これは本当に安心してPRしたほうがいいのではないかなというふうには私に思うので、いわゆる地場産業の育成がまちづくりの基本というようなことを含めて、食肉センターの新築、改築を含めてしっかりと対応していただくことを要望して、この件については終わらせていただきたいというふうに思います。

次に、中心市街地の基本計画です。昨日も大石議員のほうからお話ありました。私は、同じ思いで質問をさせていただいています。きょうの答弁をいただいている中ではしっかりとした、私には聞こえてくるのですけれども、プロジェクトチームから出された案には、前回市長も答弁していましたけれども、バスターミナルは絶対必要なのだと。それから、いわゆるまちづくりには消費者、市民の要望も入れていかなければならぬのだというようなことを答弁していますし、それからまちなか居住についても30年に20戸と。民間の分はちょっと別として、そんなような話も今答弁にあったというふうに思うのですけれども、それをきちっと協議会というか、まちづくり委員と協議をしていけば、ああいう案が出てくるのは私は不思議だなというふうに思うのです。そうですか、ターミナルが必要なのかと。それなら、ターミナルに何を併設するのかと。先ほど言いましたように、行政の窓口なのか、物産的な販売ブースなのか、そういうものを含めて、まちなか居住も六十戸も要らないだろうなど。10戸か20戸ならという、そういう案にしてるのが普通でないの

かなというふうに私は思うのです。ですから、どちらがどのという話ではないのですけれども、きちっとそれを行政側として一つのモデルといえますか、案を伝え切れていないのではないのかなという思いがあるのですけれども、その会議には手間本部長なり上田次長が行っているのではないかと思いますけれども、言っているけれども、全然聞く耳ないのか、そこら辺を含めて私の今の疑問にちょっと答えていただきたいなと思います。

○議長（小野寺一知議員） 上田経済部次長。

○経済部次長（上田盛一君） 今駅前の複合交流施設等々につきましてお話がありまして、しっかりとそのことを伝え切っていないのではないのかと、こういうことでございますけれども、私どもまちづくり委員会、春先から会議を進めてまいりまして、その後ブロック会議に入ってまいりました。その段階でどうしてもやはり採算性を重視されたのかなというふうに思っております。私どももそんなにたくさんのマンションであれば戸数はどうして必要になるだろうかと。住宅マスタープランもあるのだよという話をさせていただいてきておりました。ただ、採算に乗せるためにはこれぐらいまで、あるいはコンサルさんの話を聞くとこの程度と、こういったようなことがどうもおもりのうか、上にかぶさっていたのではないかなというふうに判断をしてございます。

バスターミナル、複合交流施設の件でございませけれども、まちづくり委員会でのプロジェクト案という部分では、とりあえずそこは市のほうの総合計画、そこにのっかっているので、市のほうで実施してきていただきたいと。役割分担をさせてもらっているのです。まちづくり委員会のほうとしては、駅前の用地の今子供方がスケートボードをやっていたり、あるいはハロンズさんに駐車場として貸している部分、あそこの部分の9,500平方メートル、そこを考えて計画を組み立ててきております。そんなことから、南側については自分たちでマンションと集客施設、温浴施設とい

いましょうか、そういったことをやりたい。北側のほう、バス停留所、複合交流施設のほうは、これ市の役目としてやっていただきたいと、こういうような分散といいたいでしょうか、それぞれの役割を持ちながら計画が練られてきております。説明不足もあったかもしれませんが、実態はそういうことでございます。いろんな数字、それから先ほど申し上げました市民のニーズ等々についても情報交換、提供させていただきながら、話し合いを持って計画を進めてきた。ただ、やはりどうしても大きいもの、大きいものという部分が出てきたのがかえって災いをしまして、土地の部分については市のほうの出資をお願いしたいと、こういうことに発展をしてきたのかなというふうに考えております。これからも私のほうでは私のところで情報を抱えるということではなくて、しっかりと出しながら話し合いを持っていきたいと、こんなふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知識議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 昨日の答弁を思い出してきたのですが、手間本部長が農協あるいは林業界はしっかりとまとまった要望を持ってくるので、対応しやすいというような話出ていたのですが、決してそうではないというふうに私は思っているのです。商工会、商店街というのは、利益が相反したり、あるいは権利関係がかなり入り組んで複雑なので、なかなか一つの意見として、思いもちょっと違ったりというようなことで、1次産業は基盤を整備してそれぞれの個々の農家が増収をして、単価高く売ればみんな同じだけの利益をいただけるのですが、個人差は若干ありますけれども。商店街は、そういうわけにもいかないというのが現状でないかと思っておりますので、本当に一生懸命商工会議所もそういう対応はして、多くの関係者の意見を取り入れたりというような努力はしているというふうに私も認識はしております。ただ、答弁にもありましたよ

うに商店街、商工会というのは、いわゆる自分たちがもうければいい。それは、もうけるほうがいいのですけれども、もうけるのにはだれにもうけさせてもらうかと。我々は、土地だったり、おてんとさんだったり、農家はするわけですが、自分の技術だったりするので、商店街は相手があるのです。お客さんなのです。市民だったり、消費者だったりするわけです。その観点、その視点がちょっと不足しているのではないのかなと。今中心街、いわゆる駅横も含め、3・6の部分も含めて、そこら辺をきちっと市民の意見も聞きながら入れていくと、どうしてもあのような案には行き着かないのかなという思いします。いわゆる計画が自分よがりといいますか、市民はどう考えているのかということをしかりと考えていく必要があるのではないかなというふうに私は思うわけですが、先ほど手間本経済部長にそういう話を、農業ばかりではなくて商工会もしっかりやっているということも含めて、きのうの答弁も含めて私の御意見どうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知識議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私の思いというのは昨日お話しさせていただきましたけれども、農業を振興します、林業を振興します、それから商工業を振興しますというような、そういう書き出しを総合計画の中で活字として置かせていただいているということでございます。振興するという意味合いというのは、私が理解しておりましたのは皆さん方がそれぞれ取り組まれる、機関、団体が取り組まれる事業について私どもの応援がどこまで応援できるのか、あるいは国とどういうふうな折衝ができるのか、どんな有利な補助金が誘導できるのか、そういった役割分担をしながら一つの事業をつくり上げていく、練り上げていくというふうに理解をさせていただいております。そんな思いから私はお話をしたことでございまして、今商工会、会議所を取り巻く環境というのは昔か

らも常に競争の原理が一番働くような場所なのだなというふうに理解をさせてもらっていますから、それはそれでそういう理解をしております。ただ、中活に限って申し上げますと、今マニュアルの中にも私見ているのですけれども、それは商工会議所がまちづくり会社、あるいはNPO法人、名寄でいいますと（株）ふうれん、それからNPOまちづくり観光あるいは振興公社、こういったものがNPOとしての登録がされておりますから、そういったNPO、もう一回繰り返します。商工会議所がまちづくり会社なるものを設立して一緒にその任を担っていくと。事業の取りまとめをするということが1つのことである。もう一つは、まちづくりに取ってかわって、NPOでも一つの組織体として、協議体としてつくって、その中で事業の取り組みの取りまとめをする母体となるのですよというふうなものがあるわけでございますから、その協議会を中心に今まで何とか行政も入って形にしたい。行政の取り組む事業もその中に持ち込んで、どういうふうにしていったらいいのか、これからはやっぱり単体でつくるのではなくして複合的な施設が必要となりますよというようなことを頭に置いて議論をしてきたということでございます。したがって、今ちょっときのうお話しした部分を誤解もあったのかと思いますけれども、私の思いとしてはそれぞれの役割分担を分けて、そして取り組んでいって、一つの一本化した計画として練り上げていくと。それが実施計画ですよというふうに私は受け取っておりました。そして、それをもとに基本計画というものがその次の段階つくられるというふうに思っておりましたものですから、そんな実施計画を早くみんなで練り上げていきたいと思いますということでこれまでずっと取り組んできたということでございます。

それから、今申し上げましたようにその中心となる協議会が実施プランをつくるとしたら、それはそれで役割を終えましたら、今度基本計画をつくることとなります。基本計画をつくる段階では、

法定協議会を立ち上げて、その中できちっと認知すると。自治体の中でつくと。各行政機関、あらゆる機関の方々に御参加いただいて、説明して、その中で法定協議会の中で認知していただくと。そして、内閣府のほうに手続をすると、こういうような作業手順になるわけでございまして、そんな思いから今実施計画についてとりわけ皆さんと一緒に作り上げましょうということで、この1年半取り組んできた経過でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） それは十分双方わかっていたのではないかなというふうに思うのですけれども、今回の28事業は一応プランとしてあるわけですが、駅横を急いでこういう案だという話で提示されているのですけれども、3・6のいわゆる市有地も含めて、あそこの開発のことについては余り触れていない。中活というのは、非常にトータルの商工関係の活性化なのですが、部分的にやるというものでもない。総合的に判断をして5年間かけてやるというようなことで、いわゆる3・6の部分については計画にはあるのですけれども、その後どうなっているのか、ちょっと現状でお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 上田経済部次長。

○経済部次長（上田盛一君） 3・6の事業の部分でございますけれども、3・6の事業と駅前、駅横の事業と同じプロジェクトの中で議論しております。その中では、現在駅前のほうにそういう大きな計画を持ったものですから、3・6についてはやはり縮小せざるを得ないというようなことに話になってございます。3・6の部分で西條本部のある本体のビル、そこの部分については内部改装で、どんぐり小路、ビル街、それから市の買い物駐車場ということになっておりますけれども、そこの部分については手がつけれない状態、これは市のほうでやるべきことでないでしょうか

という提案でございます。もう一つ、3条通を挟んで東側のほうがあります。あそこには、現在ミドリヤさんですとか吉田病院さんがおりますけれども、あそこも含んでやっていきたいなという考えは持っております。そこは、継続して今話が持たれております。ただ、西條の本部のほうを考え方がグレードがぐっと落ちてきたということが今の状況の中では言えます。これからまた駅前の、駅横の事業の展開によって、またそこがどのように動いてくるのかというのは私どももしっかりと話をしていきたい、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 駅横が大きな事業になるので、3・6は今報告があった話というようなことについてですけれども、これが中心市街地の活性化事業なのかとちょっと疑問を持ってしまうのですけれども、あそこにあるどんぐり小路なり、そういった市有地については大きな意味での活用方法というのはそこは市が提供してでもいいぐらいのつもりで、あそこは3条通はやっぱりメインなのです。そこをしっかりとしないでこっちだけを何とか、私が言ったのではおかしいのですけれども、採算性の合わない資料を持ってくるというのはちょっと腑に落ちないという気はいたします。

複合施設に戻るのですけれども、にぎわいをつくったりという意味では、バスターミナル、それは交通の利便性というのは大変いいことなのですけれども、それに含めてやはりあそこに公共的な施設、何か併設をするということが大事でないかなというふうに思います。昨日の市民会館等についてもかなり老朽化しているので、建てかえるのだったら駅前建てかえたほうがいいのではないかという市民要望も私も聞いていますので、こちらも含めて行政として再検討する必要があるのではないかなというふうに思います。

それから、非常に財政厳しいと。ここ3年間で20億円も赤字になるような財政の中で、今の開

発公社が持っている土地はことしの流行語ではないですけれども、やっぱり埋蔵金だというふうに私は思います。これ行政としても大事に活用していく必要があるのではないかなと。これらをストックをして商業振興に役に立てるとか、そういう案もしっかりと持っていたほうがいいのではないかなと私は思います。総合的に判断すると、何となく駅横だけの事業案だけが先行して出てくるといことは、いわゆる対案にあるコープの分についての阻止案を対案として出してきたのかなという、そういうそしりも受けない案だというふうに私は思ってしまう。市民もそう思うのではないかなというふうな思いがあります。そういう非常に投資額の大きい事業という中で、やはりどこかがリスクを持ったり、責任を持たなければこういう事業は絶対できないと思うのです。行政も持てない。まちづくり会社も持てない。だれが持つのですか、これ。全部市民が最後はツケを払うという事業なのですか。そういう事業が成功するとは、私は絶対思えないのです。きちっと行政が責任を持つのなら、行政の分野で責任を持つ。民間が持つのなら、民間が責任を持つと。やっぱり責任をきちっと腹をくくって事業案を出してこなかったら、採算合わなかったら行政何とか頼む、市民の税金で何とか頼むという事業は、私はあり得ないというふうに思います。総合的な中心街活性化ですから、そういった意味では無理であれば出直しをするというのも一つの判断でないかなと私は思います。新たな出直しで見れば風連地区でやるような再開発事業もありますので、農業でもそうですけれども、やっぱり農業関係の振興計画もきちっとみずから関係者がつくって、5年後にはどうしよう、10年後にはどうしようという計画を立てているのです。活性化基本計画もそういう意味ではそういう計画なのですから、ある意味でやっぱりみずからのそういう商工業振興計画をきちっと中心街を含めて、みずから行政もその中で役割をきちっと示しながら、新たな事業計画を

立てていく必要が今来ているのではないかと。だけれも責任持たない事業は一回立ちどまって、再度仕切り直しをするというのも一つの案でないかなというふうに私は思っています。どちらの案にするのか、年内中に判断をするということで、私も9月に申し上げたようにコープについては市有地であろうと、民有地であろうと、来る意志には変わりはないというのは今も変わっていないというふうに聞いていますので、こちら辺も含めてきちっと行政側の判断もしていただきたいなというふうに思いますので、最後になりますけれども、市長にしっかりとした考え方を示していただいて終わりにしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 商業の中心市街地における役割というのは、時代がどのように変化しても変わらないものと、こんなふうに思っております。名寄市の5丁目、6丁目を含めた商店街の町並みというのは、歴史的に見ますと今の人口よりもっともっと名寄が発展するだろうと。そういうことも含めて商店街の構成がされているというふうに伺っておりました。しかし、今車社会ということもあり、郊外の大型店が進出をするということでは状況が全く変化をしておりますから、従来の発想を整備するというだけでは新たなにぎわいづくりというのにはなかなか到着しないと。いろんな御意見をこのまちづくり委員会の皆さんも提言をしていただいております。しかし、肝心の核になる事業というのがつかみ切れないというのが実態でございまして、私も市有地の、あるいは市が権利を持っている駅横も含めて3カ所の地点についてはどうぞ底地のことは市から奪い取るぐらいの気持ちでいろんな意見を積み上げて議論していただきたいと、こういうお願いをした経過があります。しかし、ビル街あるいはどんだり小路のところは実際に営業している皆さんがいるわけですから、そう簡単には、権利が伴っていると

いうことがありますけれども、南広場と駅横については空地ということですから、いろんな協議がされたのではないかと、こんなふうに思っておりますけれども、結果としては今の閉塞状況を打破するような状況までは煮詰まっていないというのが実態でございまして。しかし、土地開発公社が保有している土地も実際は借り入れを起こして土地を持っているということでございまして、もう十数年間南側に位置する清算事業団から取得したところの土地については、その後の土地の評価等も動いておりますから、場合によっては現在の取引価格、実勢価格等で処分をすればほかよりは下回るのではないかと、そういう心配も実はしております。このことがこれからの市民の皆さんに財政指標等であらわされている将来負担比率に当然かかわってくるものと、こういうことに考えておりますので、有効な土地の利用計画ということ時間を十分にありませんけれども、しっかりと内部で議論をした上で関係者とさらに詰めていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時57分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐藤 靖

署名議員 中野 秀敏